

4 子ども・障がい福祉局

「(単)」は県単独事業、「[4カ年)」は熊本復旧・復興4カ年戦略関連事業を表す

(1) 子ども未来課 事業体系

頁

総合的な少子化対策
及び子ども・子育て支
援の推進

子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(単) 108

結婚支援

くまもと結婚応援市町村連携推進事業[4カ年] 108

健やか母子支援事業(単) 108

先天性代謝異常等検査事業(単) 109

未熟児養育医療費助成事業 109

自立支援(育成)医療費助成事業 109

小児慢性特定疾病対策事業 109

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 110

母子保健の推進

乳幼児医療費助成事業(単) 110

女性のケア事業[4カ年] 110

思春期からの性と生を育む事業[4カ年] 111

不妊対策事業[4カ年] 111

熊本型早産予防対策事業(単)[4カ年] 111

発達障がい児早期発見・早期支援事業 112

災害時の子どもの心のケア研修事業[4カ年] 112

結婚・妊娠・出産・子育ての
ステージに応じた
切れ目のない支援

保育サービスの充実

子どものための教育・保育給付費 112

特別保育総合推進事業 113

病児・病後児保育総合推進事業 113

子どもの食育推進事業(単) 113

現任保育士等研修事業 114

保育士修学資金貸付等事業 114

保育士人材確保事業 114

産休等代替職員設置費補助事業(単) 115

施設職員退職共済費事業 115

認可外保育施設児童等健康管理支援事業 115

子育て家庭への経済
的支援

多子世帯子育て支援事業(単)[4カ年] 116

地域全体での子育て
支援の充実

みんなで子育て推進事業(単) 116

放課後児童クラブ施設整備事業 117

放課後児童健全育成事業等[4カ年] 117

子育て支援強化事業補助事業 117

子ども・子育て支援事業支援計画推進事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

| | | | |
|-----------|---------|---|--------|
| 実施主体 | 県・市町村 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 1,757千円 | (根拠法令等) 子ども・子育て支援法 熊本県子ども・子育て会議条例 | |
| 平成28年度予算額 | 1,846千円 | | |

<目的>

県計画を策定し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。そこで、熊本県子ども・子育て会議における調査審議等を経て、子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び推進を行う。

<事業内容>

県計画の策定及び推進、子ども・子育て会議及び幼保連携型認定こども園調査審議部会の運営等

くまもと結婚応援市町村連携推進事業【4カ年】

(事業開始年度：平成28年度)

| | | | |
|-----------|----------|---------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10/10 |
| 平成29年度予算額 | 60,145千円 | (根拠法令等) 地域少子化対策重点推進交付金 | |
| 平成28年度予算額 | 11,645千円 | | |

<事業内容>

結婚を望む人の希望が叶うよう市町村等と連携して結婚支援の取組みを行う。

- 1 県と市町村及び市町村間の連携促進を目的とした会議、研修会の開催
- 2 農協や商工会等が実施するイベントに対して助成を行う市町村に対して、経費の一部を助成
- 3 結婚に関する講演会の開催
- 4 結婚を応援する企業、団体とともに出会いの場の提供
- 5 地域のボランティア人材育成のための研修会の開催

健やか母子支援事業 単

(事業開始年度：昭和54年度)

| | | | |
|-----------|---------|--|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 2,362千円 | (根拠法令等) 母子保健法第8条 児童福祉法第19条 地域保健法第3条、第6条、第8条 | |
| 平成28年度予算額 | 1,412千円 | | |

<目的>

関係者の資質向上を図るとともに、地域のニーズに合った母子保健施策を展開し、保護者が安心して子どもを産み育てられるための体制を整備する。

<事業内容>

- 1 保健所を単位とした母子保健関係者会議の開催
- 2 運動発達に問題のある乳幼児に対するこども総合療育センターの専門職員による巡回相談(宇城保健所、御船保健所を除く)
- 3 ハイリスク妊産婦(産後うつ病等)の支援体制整備のための関係者の連絡会及び研修会の開催
- 4 地域の課題解決に必要な事業の実施(リトルエンジェル支援、思春期健康教育等)

先天性代謝異常等検査事業 単

(事業開始年度：昭和52年度)

| | | | |
|-----------|-------------------|-------------------|--------|
| 実施主体 | 県(委託先：化学及血清療法研究所) | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 31,892千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 32,572千円 | 熊本県先天性代謝異常等検査実施要領 | |

<目的>

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常疾患の19疾患について早期発見、早期治療を図る。

<事業内容>

産科医療機関が保護者の同意を得て、日齢4～6日の新生児の血液を採取し、県の委託先である化学及血清療法研究所において先天性代謝異常等の検査を行う。

未熟児養育医療費助成事業

(事業開始年度：昭和33年度)

| | | | |
|-----------|----------|---|------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国1/2 県1/4 市町村1/4 |
| 平成29年度予算額 | 45,224千円 | (根拠法令等) 母子保健法第20条 | |
| 平成28年度予算額 | 48,170千円 | 未熟児養育事業の実施について(S62.7.31児発第668号 厚生省 児童家庭局長通知) | |

<事業内容>

出生時体重2,000g以下または、生活力が特に弱い赤ちゃん(1歳未満)で、入院治療を必要とする場合に、医療費の自己負担分の一部を助成する制度。

平成25年4月1日に県から市町村に権限移譲され、県は市町村に対して助成する。

自立支援(育成)医療費助成事業

(事業開始年度：昭和29年度)

| | | | |
|-----------|----------|----------------------------------|------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国1/2 県1/4 市町村1/4 |
| 平成29年度予算額 | 21,918千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 22,146千円 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条 | |

<事業内容>

身体に障がいのある児童で、放置すると障がいが残る可能性があり、手術等の治療によって確実な治療効果が期待される児童(18歳未満)を対象とし、医療費の自己負担分の一部を助成する制度。

平成25年4月1日に県から市町村に権限移譲され、県は市町村に対して助成する。

小児慢性特定疾病対策事業

(事業開始年度：昭和49年度)

| | | | |
|-----------|-----------|------------------------------|-----------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 297,727千円 | (根拠法令等) 児童福祉法第19条 | |
| 平成28年度予算額 | 341,927千円 | 児童福祉法施行令第22条 児童福祉法施行規則第7条 | |

<目的>

小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費を助成することで健全な育成を図るとともに、相談支援等により自立を支援する。

<事業内容>

1 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

・対象者：18歳未満の児童(引き続き治療が必要な場合は20歳未満)

・対象疾患：14疾患群、722疾病

2 小児慢性児童等自立支援事業

NPO法人NEXTSTEP(委託)及び県保健所に小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し相談支援を行い、必要に応じて自立支援計画の作成を行う。その他にピアカウンセリング、交流会、疾患別勉強会等を開催する。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

(事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|-----------|-------|---|------------------------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 市：国1/2 市1/2、 町村：国1/2 市1/4 町村1/4 |
| 平成29年度予算額 | 841千円 | (根拠法令等) 小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱(H29.5.30健発0530第12号厚生労働省健康局長通知) 熊本県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要領 | |
| 平成28年度予算額 | 826千円 | | |

<目的>

小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図る。

<事業内容>

日常生活用具の給付を希望する対象者の保護者に対し給付の決定を行い、給付に要した費用を支払った市町村に対し助成する。

乳幼児医療費助成事業 単

(事業開始年度：昭和48年度)

| | | | |
|-----------|-----------|---------------------------------|---------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 県1/2 市町村1/2(熊本市1/3) |
| 平成29年度予算額 | 525,695千円 | (根拠法令等) 熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要領 | |
| 平成28年度予算額 | 533,488千円 | | |

<目的>

乳幼児の疾病の早期治療を促進し、乳幼児の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を図る。

<対象>

満4歳未満児 入院・通院

多子(3人以上)世帯の場合には、就学前までの全子について入院のみ

〔自己負担額：3,000円/月、市町村民税非課税世帯は 入院2,040円/月、通院1,020円/月〕
所得制限：児童手当一般特例給付制限限度額

<事業内容>

乳幼児医療費の一部負担を行った市町村に対して助成する。

女性のケア事業【4カ年】

(事業開始年度：平成15年度)

| | | | |
|-----------|---------|---|---------------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 事業1、2、4：国1/2 県1/2 事業3：県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 2,805千円 | (根拠法令等) 母子保健法第22条 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(H29.3.31日雇児発0331第32号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 2,938千円 | | |

<目的>

女性が、健康状態に応じた的確な自己管理を行うことができるよう支援し、HTLV-1母子感染予防対策を含め、生涯を通じた健康の保持増進を図る。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制づくりを目指す。

<事業内容>

- 女性のケア事業(平成15年度～)：妊娠に関する悩みなど女性特有の様々な悩みに対する電話や来所による相談
 - 助産師等による電話相談 相談対応時間：月曜日～土曜日 9:00～20:00
電話番号：096-381-4340
実施機関：熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内)
 - 精神科医師による専門相談 相談対応日：隔月1回(要予約、面接)
- HTLV-1母子感染予防対策事業(平成24年度～)：HTLV-1母子感染対策協議会、関係者研修会の開催
- 望まない妊娠予防対策事業(平成24年度～)：家族計画等のリーフレット作成
- 妊娠・出産包括支援事業(平成27年度～)：関係者研修会等の開催

思春期からの性と生を育む事業【4力年】

(事業開始年度：平成24年度)

| | | | |
|-----------|---------|---|-----------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 事業1：国1/2 県1/2 事業2：県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 1,448千円 | (根拠法令等) 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(H29.3.31雇児発0331第32号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 1,808千円 | | |

<目的>

命や性の大切さや妊孕性等の正しい知識を思春期の子ども達に伝え、予期しない妊娠を防ぎ、ライフデザインを描けるように支援する。

<事業内容>

- 1 思春期健康教育事業(平成20年度～)：高校における思春期保健教育講演会、思春期健康教育(ピアエデュケーション)事業の実施、ライフデザイン手帳の作成・配付
- 2 思春期保健対策事業：思春期保健関係者連携会議、思春期の性に関するQ&A(県ホームページ)による啓発、思春期相談に係る周知カードの作成

不妊対策事業【4力年】

(事業開始年度：平成16年度)

| | | | |
|-----------|-----------|---|--------------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 (熊本市補助 国1/2 市1/2) |
| 平成29年度予算額 | 167,021千円 | (根拠法令等) 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(H29.3.31雇児発0331第32号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 178,236千円 | | |

<目的>

不妊に悩む方への相談対応や特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の助成を行うことにより不妊に悩む方の身体的・精神的・経済的な負担軽減を図る。

<事業内容>

- 1 不妊専門相談事業 不妊で悩む方を対象とした電話や来所による相談
 実施機関：熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内)
 相談体制：助産師等の専門相談員による電話相談 月～土曜日、午前9時～午後8時
 産婦人科医師による面接相談：要予約
- 2 特定不妊治療費助成事業 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の助成
 対象者：特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
 助成回数：妻の治療開始年齢が40歳未満は6回まで、40歳以上43歳未満は3回まで
 助成内容：1回15万円まで(治療内容によっては7万5千円まで)
 初回申請の場合に限り30万円まで
 男性不妊治療を行った場合は15万円まで
 所得制限：夫婦の合計所得金額が730万円未満

熊本型早産予防対策事業単【4力年】

(事業開始年度：平成24年度)

| | | | |
|-----------|---------|---------------------|-------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県1/2 市町村1/2 |
| 平成29年度予算額 | 8,326千円 | (根拠法令等) 母子保健法第5条 | |
| 平成28年度予算額 | 2,749千円 | | |

<目的>

産科医療機関と歯科医療機関と行政の3者が多角的に連携して妊婦を支援することで、早産を予防し低出生体重児の出生を抑制する。

<事業内容>

妊婦に対し、絨毛膜羊膜検査、歯周病検査、禁煙等の保健指導を実施する市町村に対し、その検査費用を助成する。また、妊婦等向けに歯科保健や感染症予防等、早産予防に係る啓発資料を作成し、広く早産予防の啓発を行う。

発達障がい児早期発見・早期支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|---------|--|-----------|
| 平成29年度予算額 | 735千円 | (根拠法令等) 発達障害者支援法第5条、第6条、第7条 地域生活支援促進事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 母子保健法第10条、第12条、第13条 | |
| 平成28年度予算額 | 1,126千円 | | |

<目的>

発達障がいを早期に発見し、関わる関係者がその子の特性に応じたかかわりや支援を行うことで、発達障がい児の身辺自立や社会性を促進し、また、保護者の育児不安の軽減を図る。

<事業内容>

保健師等の早期発見・早期支援技術のスキルを向上するための研修会開催や保護者向け手引書の作成・配付

災害時の子どもの心のケア研修事業【4カ年】

(事業開始年度：平成28年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10/10 |
|-----------|---------|---|--------|
| 平成29年度予算額 | 1,685千円 | (根拠法令等) 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱(H29年3月31日雇児発0331第32号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 1,813千円 | | |

<目的>

平成28年熊本地震により被災した子どもへの適切な対応方法等について、関係者の資質向上を図る。

<事業内容>

- ・保育士、放課後児童支援員、保健師等に対する研修会を開催する。
- ・乳幼児健康診査において、相談問診票を活用した積極的な親子の心のケアを行う市町村を支援する。

子どものための教育・保育給付費

(事業開始年度：平成27年度)

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|-----------|--------------|-----------------------------------|-------------|
| 平成29年度予算額 | 12,633,652千円 | (根拠法令等) 子ども・子育て支援法第67条、附則第9条第4 | |
| 平成28年度予算額 | 11,244,955千円 | | |

<目的>

保育所、認定こども園、幼稚園(一部)及び地域型保育事業の学校教育・保育に要する費用を負担することで、子育て支援を図る。

<対象>

市町村の確認を受けた施設から教育・保育を受ける子どもの保護者
保護者が私立保育所から保育の提供を受ける場合は、施設が対象になる。

<事業内容>

- (1) 子どものための教育・保育給付費負担金(国1/2 県1/4 市町村1/4)
保育所、認定こども園、幼稚園(一部)及び地域型保育事業の運営費の負担
- (2) 子どものための教育・保育給付費補助金(県1/2 市町村1/2)
幼稚園(一部)、認定こども園(幼稚園部分)の運営費のうち、市町村が設定する地方単独費用部分への補助

特別保育総合推進事業

(事業開始年度：平成2年度)

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国1/3 県1/3 市町村1/3 |
|-----------|-----------|--------------------------|------------------|
| 平成29年度予算額 | 161,145千円 | (根拠法令等) 子ども子育て支援法第67条 | |
| 平成28年度予算額 | 180,062千円 | | |

1 延長保育事業

<目的>

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

<対象>

保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育所、家庭的保育事業所

<事業内容>

市町村が実施する延長保育事業に対して助成する。

2 保育環境改善等事業(保育所障害児受入促進事業)

<目的>

既存の保育所における障がい児を受け入れるために必要な改修等について市町村に対して助成することにより、障がい児の処遇の向上を図るとともに、障がい児を受け入れる保育所の拡大を図る。

<対象>

当該年度中又は翌年度に障がい児の受入れを予定している保育所

<事業内容>

市町村が実施する保育環境改善等事業(保育所障害児受入促進事業)に対して助成する。

病児・病後児保育総合推進事業

(事業開始年度：平成25年度)

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国1/3 県1/3 市町村1/3 |
|-----------|-----------|--------------------------|------------------|
| 平成29年度予算額 | 103,307千円 | (根拠法令等) 子ども子育て支援法第67条 | |
| 平成28年度予算額 | 102,132千円 | | |

<目的>

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

<事業内容>

集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な病児・病後児を病院・保育所等で一時的に保育する際に必要な運営費等を市町村に対して助成する。

子どもの食育推進事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|---------|----------------------------|--------|
| 平成29年度予算額 | 1,563千円 | (根拠法令等) 熊本県健康食生活・食育推進計画 | |
| 平成28年度予算額 | 1,954千円 | | |

<目的>

将来にわたって健康で活力ある生活を送るための基礎づくりとなる乳幼児期に、子ども自身が食生活を営む力を身に付けるとともに、保護者が食生活支援の知識や技術を習得できるよう、人材の育成及び体制づくりを行う。

<対象>

児童福祉施設等の職員等

<事業内容>

- (1) 保育所等への指導や支援
- (2) 地域における食育相談の実施
- (3) 児童福祉施設等の食育・給食担当者研修会の実施

現任保育士等研修事業

(事業開始年度：平成18年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
|-----------|---------|---|-----------------|
| 平成29年度予算額 | 2,003千円 | (根拠法令等) くまもと子ども・子育てプラン 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱 保育の質の向上のための研修事業実施要綱 | |
| 平成28年度予算額 | 2,511千円 | | |

< 目的 >

保育士等保育所職員に対する研修会の充実を図り、保育士等の知識や技術を高め、保育所における保育の質の向上を図る。

< 対象 >

保育士等保育所職員

< 事業内容 >

現任保育士等研修会の実施

保育士修学資金貸付等事業

(事業開始年度：平成25年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 9 / 10 県 1 / 10 |
|-----------|-------------|------|--|
| 平成29年度予算額 | 27,252千円 | 2 | (根拠法令等) 保育士修学資金貸付等制度の運営について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) |
| 平成28年度予算額 | 1,427,406千円 | 1 | |

本事業は、国庫分(9/10)については平成28年度から平成33年度分まで予算措置済みだが、県費分(1/10)については毎年度予算措置する必要がある。

- 1 国庫分(H28～H33年度分) + 県費分(H28年度分)
- 2 県費分(H29年度分)

< 目的 >

保育士資格取得のための修学資金、潜在保育士の再就職時の就職準備金等への貸付を行い、質の高い保育士の養成・確保を図る。

< 対象 >

指定保育士養成施設において保育士資格の取得を目指す者

保育士資格を取得していながら、保育士として保育所等で就労していない者 等

< 事業内容 >

- ・貸付期間は2年を限度とする
- ・貸付額は、月額50,000円以内とする。(就職準備金を加算できる。)等

保育士人材確保事業

(事業開始年度：平成25年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
|-----------|---------|-------------------------------|-----------------|
| 平成29年度予算額 | 5,600千円 | (根拠法令等) 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | |
| 平成28年度予算額 | 7,425千円 | | |

< 目的 >

保育士資格を取得し保育士として就労していない保育士、保育士資格の取得を目指す学生等の就職を支援し、保育士人材の確保を図る。

< 対象 >

保育士資格を取得していながら、保育士として保育所等で就労していない者

指定保育士養成施設において保育士資格の取得を目指す者

< 事業内容 >

- ・保育士再就職支援コーディネーターの配置
- ・保育士人材確保研修等

産休等代替職員設置費補助事業 単

(事業開始年度：昭和37年度)

| | | | |
|-----------|----------|---------------------------|-------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 1 / 2 設置者 1 / 2 |
| 平成29年度予算額 | 8,833千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 11,544千円 | 熊本県児童福祉施設等産休等代替職員費補助金交付要領 | |

<目的>

児童福祉施設等に勤務する職員が産休又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、もって職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保する。

<対象>

- 対象者 民間児童福祉施設等に勤務する職員（政令市を除く）
 対象期間 産産：産産予定の8週間（多胎児の場合は14週間）前日から産後8週間を経過する日まで
 傷病：病休を開始して31日を経過したその日から起算して60日を経過する日まで

<事業内容>

児童福祉施設等の長が任用した産休等代替職員の任用を承認し、その費用を県が負担する。

施設職員退職共済事業

(事業開始年度：昭和36年度)

| | | | |
|-----------|--------------|----------------------|--------------------------|
| 実施主体 | 独立行政法人福祉医療機構 | 負担割合 | 国 1 / 3 県 1 / 3 施設 1 / 3 |
| 平成29年度予算額 | 759,249千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 770,850千円 | 社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条 | |

<目的>

民間社会福祉施設に勤務する職員の退職金の支給に要する費用を助成することにより、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図る。

<対象>

独立行政法人福祉医療機構と共済契約を結ぶ県内社会福祉施設に勤務する職員

<事業内容>

独立行政法人福祉医療機構と共済契約者（社会福祉施設経営者）が契約した退職手当金の給付財源の概ね 1 / 3 を助成する。

認可外保育施設児童等健康管理支援事業

(事業開始年度：平成12年度)

| | | | |
|-----------|-------|---------------------------|--|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 児童分：県 1 / 2 市町村 1 / 2 職員分：国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3 |
| 平成29年度予算額 | 544千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 937千円 | 熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業交付要領 | |

<目的>

児童の処遇の向上を図る観点から、一定の基準に達している認可外保育施設で入所児童及び職員の健康診断を行う際に要する経費について助成する。

<対象>

次の条件を満たしている認可外保育施設とする。

- 1 熊本市以外に所在
- 2 届出制対象施設
- 3 事業所内保育施設（従業員のために設置された保育施設）及びへき地保育所以外の施設
- 4 認可外保育施設指導監督基準（平成14年7月12日付け雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『認可外保育施設に対する指導監督の実施について』の改正について」の別添）の1～4に概ね適合する施設

<事業内容>

補助内容：嘱託医手当の助成（入所児童及び職員の健康診断実施のための助成）

補助基準額：児童健康診断経費補助 1施設当たり133,000円以内（経費に3/4を乗じた額との比較上限額）
 職員健康診断経費補助 1市町村当たり354,000円以内

多子世帯子育て支援事業単【4力年】

(事業開始年度：平成10年度)

| | | | |
|-----------|-------------|-----------------------|-------------|
| 実施主体 | 市町村(熊本市を除く) | 負担割合 | 県1/2 市町村1/2 |
| 平成29年度予算額 | 236,681千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 246,009千円 | 熊本県多子世帯子育て支援事業補助金交付要領 | |

<目的>

子育て支援施策の一つである「子育て家庭への経済的支援」の一環として、児童が3人以上いる多子世帯の保育料の軽減又は無料化を図る。

<事業内容>

認可保育所等に入所している保育認定を受けた第3子以降の3歳未満児の保育料を軽減又は無料化。

みんなで子育て推進事業単

(事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|-----------|---------|----------------|----------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10(地域福祉基金) |
| 平成29年度予算額 | 6,327千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 6,327千円 | くまもと子ども・子育てプラン | |

<目的>

未婚者や子育て家庭の父親をはじめ県民全体に対して子育てについてのポジティブなメッセージを発し、それを受け止めてもらうことによって、「子育てが楽しい」と感じる県民の増加につなげるとともに、育児の悩みを語り合い、情報交換する場を提供することで、子育て中の母親や父親を応援し、子育ての環境改善と地域ぐるみで子育てを支援していく。

<事業内容>

- 1 県民意識啓発事業
子育て情報誌、実践事例集、パンフレット、ホームページにより子育て支援に関する情報を提供し、社会全体で子ども・子育てを支えていく県民意識の啓発を図る。
- 2 くまもと子育てトーク
著名人や子育て支援関係者などが、それぞれの経験・活動等を通して「子育ての楽しさ、素晴らしさ」などを語る「基調講演」や参加者が育児の悩み等を語り合い、情報交換する「分科会」を行う。(主催：くまもと子育てトーク実行委員会、県、熊本日日新聞社、熊本放送)
- 3 くまもと子育て応援の店・企業推進事業
子育てを支援する企業、店舗等を「子育て応援団」として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、子育てを地域ぐるみで支え合う意識の啓発の輪を広げる。
- 4 ファミリー・サポート・センター設置推進事業
ファミリー・サポート・センターの設立を促進するために必要な指導、啓発、その他の支援を行う。

お出かけするなら子育て応援の店へ!

子育てを支援する企業、店舗などを応援団として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより子育て家庭を応援します。

【応援団の種類】

子育てとくたく応援団

「就学前の子どもを養育している家庭」を対象に、料金の割引、特典などのサービスを提供します。

子育てあったか応援団

子育て家庭への遊び場、休憩所、おむつ替えコーナーや授乳スペースなどの提供によりお出かけしやすい環境の整備などを行います。

子育て従業員応援団

企業などが仕事と子育ての両立を支援するため従業員の子育て環境を整備します。登録しているお店の情報はこちらから。

<http://portal.kumamoto-net.ne.jp/kosodate-ouen/>



(九州子育て応援シンボルマーク)

放課後児童クラブ施設整備事業

(事業開始年度：平成13年度)

| | | | |
|-----------|-------------|---------|--|
| 実施主体 | 市町村、社会福祉法人等 | 負担割合 | 国1/3 県1/3 市町村1/3 (一部:国2/9 県2/9 市町村2/9 社会福祉法人等1/3) |
| 平成29年度予算額 | 45,420千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 84,416千円 | | |

<目的>

昼間保護者のいない家庭の小学生の学校終了後の一時預かりである放課後児童クラブの設置促進を図る。

<事業内容>

市町村、社会福祉法人等に対し、放課後児童クラブ施設整備費を助成する。

放課後児童健全育成事業等【4力年】

(事業開始年度：平成3年度)

| | | | |
|-----------|-----------|--------------------------|------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国1/3 県1/3 市町村1/3 |
| 平成29年度予算額 | 700,219千円 | (根拠法令等) 児童福祉法第6条の3第2項 | |
| 平成28年度予算額 | 630,340千円 | | |

<目的>

昼間保護者のいない家庭の小学生の育成・指導に資するため、遊びを主とする児童クラブ活動を通して、児童の健全育成の向上を図るとともに、保護者の仕事と家庭の両立を支援する。

<対象>

小学生

<事業内容>

- 1 市町村が実施又は助成する放課後児童クラブ運営費等を助成する。
- 2 放課後児童支援員の資質の向上のために研修会を実施する。
- 3 放課後児童支援員認定資格研修を実施する。

子育て支援強化事業補助事業

(事業開始年度：平成25年度)

| | | | |
|-----------|-----------|---------|------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国1/3 県1/3 市町村1/3 |
| 平成29年度予算額 | 401,647千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 402,940千円 | | |

<目的>

市町村が実施する子育て支援事業に対し助成することにより、児童及びその家庭の福祉の向上、子どもの健やかな育ちの支援を行う。

<事業内容>

市町村が実施する子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、利用者支援事業に対し助成する。

4 子ども・障がい福祉局

(2) 子ども家庭福祉課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業、「(4カ年)」は熊本復旧・復興4カ年戦略関連事業を表す。

頁

| | | | |
|-------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------|
| 母子家庭、寡婦、父子家庭及び低所得者世帯などの自立への支援 | 母子家庭、寡婦、父子家庭の自立への支援 | 児童扶養手当支給事業 | 120 |
| | | 母子父子寡婦福祉資金の貸付(単)[4カ年] | 120 |
| | | 母子父子寡婦福祉資金償還促進事業(単) | 121 |
| | | 母子家庭等就業・自立支援センター事業[4カ年] | 121 |
| | | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業[4カ年] | 122 |
| | | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業[4カ年] | 122 |
| | | ひとり親家庭等日常生活支援事業[4カ年] | 123 |
| | | ひとり親家庭等相談事業(単)[4カ年] | 123 |
| | | 県母子寡婦福祉連合会に対する補助(単) | 123 |
| | | ひとり親家庭への県営住宅入居優遇措置 | 124 |
| | | ひとり親家庭等医療費助成事業(単) | 124 |
| | | ひとり親家庭等学習支援・交流事業[4カ年] | 124 |
| | | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業[4カ年] | 125 |
| | | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助[4カ年] | 125 |
| | | (新)子どもの生活実態調査事業[4カ年] | 125 |
| 子育てへの多様な支援 | 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援 | (新)産前・産後母子支援事業[4カ年] | 126 |
| | | こども110番設置事業(単)[4カ年] | 126 |
| | 子育て相談の充実 | 子ども相談員事業(単)[4カ年] | 127 |
| | | 児童相談所(中央・八代)相談事業等(単)[4カ年] | 127 |
| | | こんにちは赤ちゃん事業費等補助[4カ年] | 128 |
| | 子育て家庭への経済的支援 | 児童手当市町村交付金 | 128 |
| 健やかな子どもの育成 | 子どもの自立支援の推進 | 児童養護施設等及び里親委託に係る措置費[4カ年] | 129 |
| | | 県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁 | 129 |
| | | 市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金 | 129 |
| | | 清水が丘学園運営費 | 129 |
| | | 児童保護費負担金徴収促進事業(単) | 130 |
| | | 児童家庭支援センター事業[4カ年] | 130 |
| | | 子ども虐待防止総合推進事業[4カ年] | 130 |
| | | 不登校児童等総合対策事業 | 131 |
| | | 里親推進事業[4カ年] | 131 |
| | | 子ども・若者育成支援推進事業(単)[4カ年] | 131 |
| | | 子ども・若者総合相談センター事業(単)[4カ年] | 132 |
| | | 児童福祉施設整備費補助[4カ年] | 132 |
| | | 児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業[4カ年] | 132 |
| | | DV対策の推進 | DV被害者の保護・自立支援 |
| DV対策強化事業(単)[4カ年] | 133 | | |
| (新)DV被害者総合支援・加害者対応モデル事業[4カ年] | 134 | | |

児童扶養手当支給事業

(事業開始年度：昭和36年度)

| | | | |
|-----------|-------------|---------|-----------|
| 実施主体 | 県(町村分のみ) | 負担割合 | 国1/3 県2/3 |
| 平成29年度予算額 | 1,674,302千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 1,646,637千円 | 児童扶養手当法 | |

<目的>

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る。

<対象>

父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいのある状態にある者。)等を監護している父母や父母にかわって児童を養育している者。

<事業内容>

児童扶養手当の支給
手当額

(平成29年4月1日現在)

| | 全額支給 | 一部支給 |
|------|----------------|--------------------------|
| 児童1人 | 月額 42,290円 | 月額 42,280円～9,980円(10円単位) |
| 2人 | 9,990円加算 | 9,980円～5,000円 |
| 3人以上 | 1人につき 5,990円加算 | 1人につき5,980円～3,000円加算 |

児童扶養手当受給者数

(平成28年3月末現在)

| 生別世帯 | 死別世帯 | 未婚の世帯 | 父母が障がい者の世帯 | 遺棄世帯 | DV保護命令世帯 | その他の世帯 | 計 |
|-------------|----------|-------|------------|------|----------|--------|-------|
| 離婚 3,016 | その他 1 | 31 | 288 | 14 | 11 | 71 | 3,433 |

母子父子寡婦福祉資金の貸付単【4力年】

(事業開始年度：昭和28年度)

| | | | |
|-----------|---------------------|--|--------|
| 実施主体 | 県(母子父子寡婦福祉資金特別会計事業) | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 96,800千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 123,051千円 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条 熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項 | |

<目的>

ひとり親家庭の父母及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童の福祉を増進する。

<対象>

- ・ひとり親家庭の父母、児童及び母子・父子福祉団体
- ・寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子(所得制限あり)
- いずれも政令市・中核市を除く市町村在住者(政令市・中核市は別途実施)

<事業内容>

1 貸付金の種類

事業開始資金等母子福祉資金12種類、父子福祉資金12種類、寡婦福祉資金12種類

2 貸付金の財源

- (1)一般会計からの繰入金
- (2)国からの借入金
- (3)貸付金の償還金
- (4)附属雑収入

| | | | | |
|----------|------|------|------|--------------|
| 平成23年度実績 | 貸付件数 | 339件 | 貸付総額 | 131,629,810円 |
| 平成24年度実績 | 貸付件数 | 296件 | 貸付総額 | 114,116,135円 |
| 平成25年度実績 | 貸付件数 | 228件 | 貸付総額 | 88,147,725円 |
| 平成26年度実績 | 貸付件数 | 206件 | 貸付総額 | 80,944,852円 |
| 平成27年度実績 | 貸付件数 | 201件 | 貸付総額 | 71,703,122円 |
| 平成28年度実績 | 貸付件数 | 208件 | 貸付総額 | 79,326,710円 |

母子父子寡婦福祉資金償還促進事業 単

(事業開始年度：昭和37年度)

| | | | |
|-----------|---------|------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 3,680千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 4,307千円 | 熊本県母子父子寡婦福祉資金償還協力員服務要領 | |

<目的>

母子父子寡婦福祉資金の償還について指導し、滞納金の徴収を進める。

<対象>

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納者

<事業内容>

各地域振興局福祉課に償還協力員(平成29年3月現在 計15人)を配置し、回収に努める。

母子家庭等就業・自立支援センター事業【4カ年】

(事業開始年度：平成15年度)

| | | | |
|-----------|-------------------|--|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：県母子寡婦福祉連合会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 8,872千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 11,704千円 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第29条、第30条 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要項 | |

<目的>

就業の相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供することにより、母子家庭等の自立を支援する。

また、専門家による相談体制の整備等生活支援サービスを併せて提供することにより、生活の安定を図る。

<対象>

熊本市を除くひとり親家庭の父母及び寡婦。(夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。)

<事業内容>

1 就業相談・情報提供

就業支援員及び就業相談員が母子家庭の母等の就業相談に応じ、職業能力の適性、職業訓練の必要性、求人情報の提供等、適切な助言等を行う。

2 就業支援講習会の実施

介護職員初任者研修講習会等就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催する。

3 特別相談

養育費の取り決めや履行確保、消費者金融や悪質商法など法律に関する諸問題や生活上の諸問題に対応するため、弁護士や税理士等の専門家の助言を行う。

相談 日：月～金 9：00～16：00(専門家による相談は月2回程度)

専門家への相談の前に事前に相談員が面接又は電話で相談を受ける。

実施場所：〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階

社会福祉法人熊本県母子寡婦福祉連合会内

熊本県母子家庭等就業・自立支援センター(TEL:096-351-8777)

4 面会交流支援

面会交流に関する情報を母子家庭の母及び父子家庭の父等に適宜提供し、事前相談や支援内容の決定など、面会交流の援助等を行う。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業【4力年】

(事業開始年度：平成15年度)

| | | | |
|-----------|-------|--|-----------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国3/4 県1/4 |
| 平成29年度予算額 | 200千円 | (根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要領 | |
| 平成28年度予算額 | 100千円 | | |

<目的>

ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。

<対象>

県内の町村に住所地を有するひとり親家庭の父母であって、次の要件を全て満たすもの

- 1 児童扶養手当支給水準の所得水準であること
- 2 その講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること

<事業内容>

県が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する。

支給額：受講料の6割相当額(上限20万円、下限12千円)

対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業【4力年】

(事業開始年度：平成15年度)

| | | | |
|-----------|----------|--|-----------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国3/4 県1/4 |
| 平成29年度予算額 | 39,549千円 | (根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要領 | |
| 平成28年度予算額 | 37,503千円 | | |

<目的>

ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

<対象>

県内の町村に住所地を有するひとり親家庭の父母であって、次の要件を全て満たすもの。

- 1 児童扶養手当支給水準の所得水準であること。
- 2 修業年限1年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者。
- 3 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者。

対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士、保健師、助産師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、調理師、製菓衛生士、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士、管理栄養士、医師、歯科医師、薬剤師、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士

<事業内容>

経済的自立に効果的な上記の資格を取得するために1年以上修業する場合に生活費の負担軽減のための給付を行う。

1 高等職業訓練促進給付金

支給期間：修業期間の全期間(上限3年)

支給額：市町村民税非課税世帯 月額 100,000円(平成23年度以前に修学を開始した者は、月額141,000円)
市町村民税課税世帯 月額 70,500円

2 高等職業訓練修了支援給付金

支給：修了日を経過した日以降に支給

支給額：市町村民税非課税世帯 50,000円 市町村民税課税世帯 25,000円

ひとり親家庭等日常生活支援事業【4カ年】

(事業開始年度：昭和50年度)

| 実施主体 | 市町村(熊本市を除く) | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4 |
|-----------|-------------|---|---------------------------|
| 平成29年度予算額 | 2,326千円 | (根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条 熊本県母子家庭等日常生活支援事業実施要項 | |
| 平成28年度予算額 | 2,915千円 | | |

<目的>

ひとり親家庭の父母及び寡婦が、自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、母子家庭等の生活の安定を図る。

<対象>

技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じているひとり親家庭の父母及び寡婦

<事業内容>

一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合、又は日常生活を営む上で特に大きな支障が生じている場合に、要請に基づき家庭生活支援員を派遣する。

〔提供するサービスの種類及び内容〕 利用世帯の所得状況に応じて一部負担あり

- 1 生活援助(家事、介護その他の日常生活の便宜)
- 2 子育て支援(保育サービス及びこれに附随する便宜)

ひとり親家庭等相談事業単【4カ年】

(事業開始年度：昭和28年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|----------|---|-----------|
| 平成29年度予算額 | 23,993千円 | (根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条 熊本県母子・父子自立支援員設置要項 | |
| 平成28年度予算額 | 24,159千円 | | |

<目的>

ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。

<対象>

ひとり親家庭の父母、寡婦等

<事業内容>

- 1 各種の問題に対する相談業務
- 2 母子父子寡婦福祉資金の貸付関係業務

各福祉事務所に母子・父子自立支援員1名(計9名)を配置し、ひとり親家庭等に対する相談、助言等を行う。

県母子寡婦福祉連合会に対する補助単

(事業開始年度：昭和43年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|-------|----------------------------------|-----------|
| 平成29年度予算額 | 522千円 | (根拠法令等) 県母子寡婦福祉連合会に対する補助金交付要領 | |
| 平成28年度予算額 | 653千円 | | |

<目的>

母子及び父子並びに寡婦福祉事業の振興を図るため、熊本県母子寡婦福祉連合会へ助成する。

<対象>

社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会

<事業内容>

熊本県母子寡婦福祉連合会が実施する次の事業に対して助成する。

- 1 ひとり親家庭の父母及び寡婦への相談事業
- 2 職業指導事業
- 3 新入学児童お祝い事業 など

ひとり親家庭への県営住宅入居優遇措置

(事業開始年度：昭和50年度)

| | | | |
|-----------|------|---------|--------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | - |
| 平成29年度予算額 | - 千円 | (根拠法令等) | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第27条 |
| 平成28年度予算額 | - 千円 | 公営住宅法 | |

<目的>

ひとり親家庭の生活向上を図るために、住居の安定を期する。

<事業内容>

条例に定める県営住宅の入居要件を備えているひとり親家庭に対し、入居にあたっての優遇措置(抽選倍率を2倍に優遇)を行う。

建設・管理は住宅課所管

ひとり親家庭等医療費助成事業 単

(事業開始年度：昭和57年度)

| | | | |
|-----------|-----------|--------------------------|--|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 県1/3 市町村1/3 自己負担1/3 (熊本市は県2/9 市4/9 自己負担3/9) |
| 平成29年度予算額 | 201,662千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 207,904千円 | 熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要領 | |

<対象>

ひとり親家庭等の父又は母と18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童扶養手当所得限度額(一部支給)に準じた所得制限あり)

<事業内容>

ひとり親家庭等における父又は母と児童の健康を保持し、その経済的負担を軽減することにより、家庭生活の安定を図るため、ひとり親家庭等の医療費を助成する。

[平成28年度実績]

受給資格者数 53,654人 助成延件数 272,942件
医療費総額 2,946,497,801円 補助総額 194,526,000円

ひとり親家庭等学習支援・交流事業【4カ年】

(事業開始年度：平成27年度)

| | | | |
|-----------|----------|--|------------------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 9,666千円 | (根拠法令等) | 「地域の学習教室」事業実施要項 「地域の学習教室」事業運用指針 |
| 平成28年度予算額 | 11,464千円 | ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱(H28.4.1雇児発0401第31号 厚労省雇用均等・児童家庭局長通知) | |

<目的>

ひとり親家庭等の子ども達の学習の支援や相互交流の促進を通じて、子ども達が夢をもち、夢を実現できる社会の実現を目指す。

<事業内容>

本事業においては、上記目的の達成のために、次の事業を行う。

1 地域の学習教室事業

ひとり親家庭等の子ども達の安らぎの場、学習の場としての「地域の学習教室」を県内各地に展開する。

「地域の学習教室」では、ボランティアによる「学習支援員」が指導にあたるほか、学習の場についても、社会福祉施設等から場所の提供を受けることで、子ども達は無償、もしくは1回100円以内の実費で教室に通うことができる。

2 ひとり親家庭応援の塾事業

ひとり親家庭の子ども達を割引料金で受け入れる「ひとり親家庭応援の塾」を募り、県ホームページで公開する。

3 交流事業

上記学習支援員や、ひとり親家庭相互の交流を促進するために、交流会や事例発表会を開催する。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【4力年】

(事業開始年度：平成28年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国3 / 4 県1 / 4 |
|-----------|---------|--|---------------|
| 平成29年度予算額 | 300千円 | (根拠法令等) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(H27.4.10 雇児発 0410 第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 1,500千円 | | |

< 目的 >

高等学校を卒業していないひとり親及び子が高卒認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講料の6割を補助し、受講料負担の軽減を図るとともに学び直しを支援する。

< 事業内容 >

県が指定する高卒認定試験の合格を目指す講座を受講した場合、講座修了後及び試験合格後(受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格)に受講料の一部を支給する。

支給額：1 受講修了時給付金 受講料の2割相当額(上限10万円、下限4千円)

2 合格時給付金 受講料の4割相当額(上限1との合計で15万円)

対象講座：高卒認定試験の合格を目指す講座として県が適当と認めたもの

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助【4力年】

(事業開始年度：平成28年度)

| 実施主体 | 熊本県社会福祉協議会 | 負担割合 | 国9 / 10 県1 / 10 |
|-----------|------------|--|-----------------|
| 平成29年度予算額 | 4,540千円 | (根拠法令等) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱(H28.3.7 厚生労働省発雇児 0307 第8号厚生労働事務次官通知) | |
| 平成28年度予算額 | 146,830千円 | | |

< 目的 >

高等職業訓練促進給付金を活用して看護師等の養成機関に在学し資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得及び自立促進を図ることを目的とした貸付事業を行う熊本県社会福祉協議会に助成する。

< 事業内容 >

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に入学準備金、養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に就職準備金の貸付けを行う熊本県社会福祉協議会に助成する。

貸付額：1 入学準備金 上限50万円

2 就職準備金 上限20万円

新 子どもの生活実態調査事業【4力年】

(事業開始年度：平成29年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国3 / 4 県1 / 4 |
|-----------|---------|--|---------------|
| 平成29年度予算額 | 2,334千円 | (根拠法令等) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年6月26日法律第64号) | |
| 平成28年度予算額 | - | | |

< 目的 >

本県が策定した貧困対策計画(県計画)(H27.3)の実効性を推進するため、貧困状態で生活する子どもの現状を把握するための調査を実施する。

< 事業内容 >

対象者：公立小学校5年生・保護者、公立中学校2年生・保護者の全数(熊本市を除く全市町村)

熊本市立学校分については調査項目等を調整のうえ、熊本市において実施

実施方法：県が作成した調査票を、各学校を通し家庭に配付・回収する。県は、データを単純集計のうえ、県立大学に分析等を依頼する(県立大学地域貢献研究事業を活用)。

調査内容：世帯の属性や経済的な項目に関するものだけではなく、衣食住や学習面の課題など、経済的な困窮状態とそれに起因した課題や困難を抱える子どもの状況について把握する。

新 産前・産後母子支援事業【4カ年】

(事業開始年度：平成29年度)

| | | | |
|-----------|---------|-----------------------------------|-----------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 7,800千円 | (根拠法令等) 産前・産後母子支援事業(モデル事業)実施要綱 | |
| 平成28年度予算額 | -千円 | | |

<目的>

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、産科医療機関等(母子生活支援施設、乳児院、助産所、NPO法人等)に特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を行う相談員を配置することで、特定妊婦の発見率の向上、妊産婦の支援体制を強化し、児童虐待の予防につなげていく。

<事業内容>

モデルとなった産科医療機関等に相談員を配置するとともに、相談員が被災地の地域支え合いセンター生活支援員(社会福祉士等)、児童相談所、母子生活支援施設、民間シェルター、助産院、市町村や県保健師とのコーディネーター役となり、地震の影響を受けた妊産婦を関係者が包括的に支援する体制を構築する。

こども110番設置事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成元年度)

| | | | |
|-----------|---------|--------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 1,871千円 | (根拠法令等) 家庭支援相談等事業実施要綱 | |
| 平成28年度予算額 | 2,125千円 | | |

<目的>

福祉総合相談所を中心に子どもの相談ネットワークを構築し、子育ての悩みなどについて相談できる体制をつくり、心豊かな児童の育成を図る。

<事業内容>

福祉総合相談所に専門電話相談員を配置し、児童及びその家庭に関する問題等について電話による相談を行う。

相談時間 平日9:00~16:00(土・日・祝日・年末年始は休)

電話番号 096-382-1110

<相談件数>

| 年度 | 養護相談 | 心身障害相談 | 非行相談 | 育成相談 | 保健相談 | その他 | 計 |
|-----|------|--------|------|------|------|-----|-----|
| H25 | 29 | 2 | 7 | 92 | 14 | 90 | 234 |
| H26 | 33 | 6 | 9 | 61 | 21 | 89 | 219 |
| H27 | 21 | 0 | 1 | 67 | 11 | 81 | 181 |

子ども相談員事業単【4カ年】

(事業開始年度：昭和39年度)

| | | | |
|-----------|----------|-----------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 19,292千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 19,195千円 | 熊本県子ども相談員設置要項、子ども相談員の職務について | |

<目的>

地域における児童の健全育成を図るため、福祉事務所を単位として、相談員を配置する。

<対象>

児童及び保護者

<事業内容>

家庭における児童養育の技術に関する事項及び児童に係る家庭の人間関係に関する事項、その他家庭児童の福祉に関する事項に係る相談指導業務

<相談件数>

| 年度 | 性格・習慣・生活等 | 知能・言語 | 学校生活等 | | | 非行 | 家族関係 | | 環境福祉 | 障害 | その他 | 計 |
|-----|-----------|-------|-------|------|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|-------|
| | | | 人間関係 | 登校拒否 | その他 | | 虐待 | その他 | | | | |
| H24 | 50 | 27 | 81 | 475 | 219 | 45 | 405 | 322 | 622 | 480 | 156 | 2,882 |
| H25 | 32 | 19 | 111 | 433 | 244 | 152 | 483 | 262 | 386 | 521 | 164 | 2,807 |
| H26 | 11 | 27 | 56 | 543 | 156 | 33 | 482 | 235 | 341 | 438 | 182 | 2,503 |
| H27 | 145 | 122 | 104 | 445 | 298 | 23 | 475 | 398 | 569 | 553 | 112 | 3244 |

児童相談所(中央児童相談所・八代児童相談所)相談事業等単【4カ年】

(相談事業及び巡回相談判定事業)

(事業開始年度：昭和23年度)

| | | | |
|-----------|----------|-----------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 18,918千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 17,615千円 | 児童福祉法第12条 | |

<目的>

児童の養育についてのあらゆる相談を受け、必要に応じて児童の家庭状況、生活歴や性格行動などを、調査・判定し、それらに基づいて指導を行う。

<事業内容>

- 1 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じる。
- 2 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。

<相談件数>

| | 養護 | 保健 | 肢体不自由 | 視聴覚障害 | 言語発達障害 | 重症心身障害 | 知的障害 | 自閉症 | く犯行為等 | 触法行為等 | 性格行動 | 不登校 | 適性 | しつけ | その他 | 計 |
|-----|-----|-----|-------|-------|--------|--------|-------|-----|-------|-------|------|-----|----|-----|-----|-------|
| H23 | 572 | 154 | 88 | 244 | 68 | 528 | 1,773 | 28 | 29 | 39 | 289 | 58 | 11 | 32 | 97 | 4,010 |
| H24 | 442 | 183 | 122 | 296 | 57 | 40 | 1,912 | 22 | 35 | 21 | 232 | 58 | 3 | 20 | 117 | 3,560 |
| H25 | 480 | 196 | 15 | 219 | 14 | 52 | 2,275 | 10 | 23 | 23 | 196 | 55 | 2 | 20 | 128 | 3,708 |
| H26 | 647 | 188 | 16 | 214 | 15 | 59 | 2,507 | 16 | 29 | 33 | 136 | 52 | 9 | 35 | 241 | 4,197 |
| H27 | 704 | 103 | 18 | 196 | 11 | 31 | 1,984 | 18 | 34 | 40 | 132 | 47 | 6 | 41 | 133 | 3,498 |

こんにちは赤ちゃん事業費等補助【4カ年】

(事業開始年度：平成25年度)

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3 |
|-----------|----------|--|---------------------------|
| 平成29年度予算額 | 22,000千円 | (根拠法令等) 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱(H26.5.29雇児発第0529第32号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 養育支援訪問事業実施要綱(H26.5.29雇児発第0529第33号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱(H26.5.29雇児発第0529第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 24,377千円 | | |

<目的>

市町村における訪問事業により、養育支援が必要な児童や保護者、妊婦等を把握し、その養育が適切に行われるよう必要な訪問による支援を行い、この訪問事業と要保護児童対策地域協議会の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資する。

<対象>

市町村

<事業内容>

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う
- 養育支援訪問事業
上記1の訪問事業等により把握した監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について支援が必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、専門的相談支援や育児・家事援助等の必要な支援を行う。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員の専門性を図る取組みやネットワークを構成する関係機関の連携強化を図る取組みを支援する。

児童手当市町村交付金

(事業開始年度：昭和47年度)

| 実施主体 | 市町村（公務員分にあつては所属庁） | 負担割合 | 別記（事業ごとに記載） |
|-----------|-------------------|------------------|-------------|
| 平成29年度予算額 | 4,521,447千円 | (根拠法令等) 児童手当法 | |
| 平成28年度予算額 | 4,555,137千円 | | |

<目的>

児童手当の一部として支給される児童手当相当分について、県負担分を市町村に交付することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。

<事業内容>

| 支給対象 | 手当月額 | 負担割合(1) | | | | 対象児童数 (平成29年2月末) | | |
|----------------------|------|---------|---------|-------|------|---------------------|---------|---------|
| | | 国 | 事業主 | 県 | 市町村 | | | |
| 0～3歳未満 | 被用者 | 15,000円 | 16/45 | 21/45 | 4/45 | 4/45 | 30,815人 | |
| | 非被用者 | 15,000円 | 4/6 | | 1/6 | 1/6 | 7,917人 | |
| 3歳～ 小学校修了前 (2) | 被用者 | 1子・2子 | 10,000円 | 4/6 | | 1/6 | 1/6 | 93,967人 |
| | | 3子以降 | 15,000円 | 4/6 | | 1/6 | 1/6 | 16,497人 |
| | 非被用者 | 1子・2子 | 10,000円 | 4/6 | | 1/6 | 1/6 | 26,089人 |
| | | 3子以降 | 15,000円 | 4/6 | | 1/6 | 1/6 | 5,754人 |
| 中学生 | 被用者 | 10,000円 | 4/6 | | 1/6 | 1/6 | 31,676人 | |
| | 非被用者 | | | | | | 9,894人 | |
| 特例給付(所得制限以上)(3) | | 5,000円 | 4/6 | | 1/6 | 1/6 | 10,469人 | |

- 公務員分については所属庁が10/10負担する。
- 小学校修了前とは、12歳到達後最初の年度末までのこと。
- 所得制限は、税法上の扶養親族等の数により異なる（例：扶養親族等が3人の場合960万円以上）。

児童養護施設等及び里親委託に係る措置費【4カ年】

(事業開始年度: 昭和22年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 平成29年度予算額 | 2,315,133千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 2,196,691千円 | 児童福祉法第50条 | |

<目的>

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と思われる児童を施設や里親に委託し、保護育成を図る。

<事業内容>

児童相談所を通じて、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院への入所措置や里親への委託を行った際に、必要な経費(保護者の負担分を除く)を支弁する。

県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁

(事業開始年度: 平成13年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 平成29年度予算額 | 68,515千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 86,889千円 | 児童福祉法第50条 | |

<目的>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に、また、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情がある女子及びそれらの者の監護すべき児童を母子生活支援施設にそれぞれ入所させることにより、児童の福祉を確保する。

<事業内容>

県の福祉事務所長が児童福祉法第22条(助産所への入所)及び第23条(母子生活支援施設への入所)に基づく入所委託を行った場合に、入所後の保護に要する費用(入所利用者の自己負担分を除く)を支弁する。

市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金

(事業開始年度: 昭和22年度)

| 実施主体 | 市 | 負担割合 | 国1/2 県1/4 市1/4 |
|-----------|----------|-----------|----------------|
| 平成29年度予算額 | 11,818千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 12,346千円 | 児童福祉法第55条 | |

<目的>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に、また、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びそれらの者の監護すべき児童を母子生活支援施設にそれぞれ入所させることにより、児童の福祉を確保する。

<事業内容>

市の福祉事務所長が児童福祉法第22条(助産所への入所)及び第23条(母子生活支援施設への入所)に基づく入所委託を行った場合に、入所後の保護に要する費用(入所利用者の自己負担分を除く)の一部を負担する。

清水が丘学園運営費

(事業開始年度: 昭和22年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|----------|---------------------|-----------|
| 平成29年度予算額 | 50,732千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 45,161千円 | 児童福祉法第44条(児童自立支援施設) | |

<目的>

児童福祉法に基づいて設立された児童福祉施設に、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の元から通わせて、個々の児童の状況に応じ、必要な指導を行いその自立を支援することを目的とする。

<事業内容>

- 1 生活指導 2 職業指導 3 家庭環境の調整 (入所定員 50名)

熊本市立京陵中学校清水が丘分校、熊本市立高平台小学校清水が丘分教室として設置

児童保護費負担金徴収促進事業 単

(事業開始年度:平成9年度)

| | | | |
|-----------|---------|-------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 4,844千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 4,845千円 | 児童福祉法第56条・児童福祉法施行細則第11条 | |

<目的>

児童相談所に児童保護費負担金徴収専門員を設置し、児童保護費負担金滞納金の徴収に努め、未収金の解消を図る。

<事業内容>

児童福祉施設への入所措置については、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて費用を徴収できることとされている。この保護費負担金滞納金の徴収を進め、収納率を向上させるため、徴収専門員の設置、訪問納入指導の強化、電話での納入指導の強化などを行う。

児童家庭支援センター事業【4カ年】

(事業開始年度:平成11年度)

| | | | |
|-----------|-------------------|------------------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先:社会福祉法人 慈愛園) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 12,300千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 12,300千円 | 児童福祉法第44条の2、第26条第1項第2号 | |

<目的>

市町村や家庭からの要保護・要支援児童に係る相談に対して、援助や指導を行い、併せて児童相談所や児童福祉施設との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

<事業内容>

相談・支援担当職員及び心理療法担当職員が24時間体制で次の対応をする。

- 1 家庭からの相談、又は、市町村の求めに応じ、必要な助言を行う。
- 2 児童相談所からの委託を受けて児童及び保護者に対する指導を行う。
- 3 里親やファミリーホームからの相談に応じ、必要な支援を行う。
- 4 関係機関等との連絡調整を行う。

子ども虐待防止総合推進事業【4カ年】

(事業開始年度:平成10年度)

| | | | |
|-----------|----------|---|-------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 他 |
| 平成29年度予算額 | 31,226千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 25,463千円 | 児童虐待防止対策支援事業実施要綱(H17.11.11雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | |

<事業内容>

近年急増している児童虐待の解消を目指し、保健・医療・教育・福祉・警察・司法などの関係機関との間に虐待の共通認識と連携協力体制を構築し、虐待の早期発見、早期対応及び発生防止に努め、被虐待児とその家族を支援するための総合的な援助体制(ネットワーク)づくりを推進する。

1 子ども虐待防止関係機関連携強化事業

児童虐待防止体制の強化を図るため、関係機関に対して研修や機関相互の情報交換を実施する。

2 子ども虐待防止地域支援ネットワーク事業

地域振興局単体に構築した地域ネットワークの実務レベルの連携強化や対応能力の向上を図るとともに市町村域でのネットワーク構築を支援する。

3 児童虐待防止対策支援事業

(1)主任児童委員の人材育成、(2)虐待事案に対する弁護士・医師からのアドバイス体制の整備、(3)虐待を行った保護者の心理ケア等を行う。

4 子ども虐待防止支援事業(ラッコ・だっこ・なかま)

被虐待児やその家族に対し週1回、作業療法士や心理療法士によるカウンセリング、創作活動等の作業療法、集団心理療法を実施する。

5 児童虐待防止及び対応充実強化事業

児童虐待の早期対応や被虐待児へのフォローアップのための情報収集、訪問ケアを行うとともに、児童相談所職員の資質の向上を図る。

6 子どもの権利啓発キャンペーン

11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせて、子どもの人権啓発のための講演会や街頭啓発キャンペーンを実施する。

7 身元保証人確保対策事業

児童養護施設等を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し支払った保険料について助成する。

8 児童相談所機能強化事業

虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等の強化のための人員を配置する。

9 児童虐待防止広報啓発事業

児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を実施する。

不登校児童等総合対策事業

(事業開始年度：平成4年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|-------|--|-----------|
| 平成29年度予算額 | 311千円 | (根拠法令等) 児童福祉事業対策費等国庫負担(補助)金交付要綱(H17.3.28 雇児0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 390千円 | | |

<目的>

不登校やひきこもり等の児童に対し、周囲の環境との関係を改善し、不適応状態の解消等を図る適応能力を高めることで、不登校状態からの立ち直りをサポートする。

<事業内容>

ひきこもったまま外に出ない児童の家庭に、年齢の近い大学生が訪問して、児童が心を開くよう働きかける。

里親推進事業【4力年】

(事業開始年度：平成21年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|----------|--|-----------|
| 平成29年度予算額 | 12,051千円 | (根拠法令等) 児童福祉法第50条 里親支援機関事業の実施について(H29.4.1雇児発第0401011号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 12,214千円 | | |

<目的>

里親委託を推進するため、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図る。

<事業内容>

里親制度の普及促進や里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施する。また、新規里親の開拓を目的として、里親出前講座を実施する。

子ども・若者育成支援推進事業 単【4力年】

(事業開始年度：平成22年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|-------|--------------------------|--------|
| 平成29年度予算額 | 307千円 | (根拠法令等) 子ども・若者育成支援推進法 | |
| 平成28年度予算額 | 388千円 | | |

<目的>

ニート、ひきこもり、不登校生徒や中途退学者等の支援を行うための関係機関による総合的な地域ネットワークを形成し、連携して継続した支援を行うことで、それぞれの個性や力を発揮させ「自己実現のできる社会」を目指す。

<事業内容>

子ども・若者支援地域協議会の運営、子ども・若者支援マップの作成・配布による相談窓口や支援の周知及び子ども・若者よりそいシンポジウムの開催等による周知啓発。

子ども・若者総合相談センター事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成27年度)

| | | | |
|-----------|------------------|--------------------------|--------|
| 実施主体 | 県(委託先：学校法人 松本学園) | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 20,130千円 | (根拠法令等) 子ども・若者育成支援推進法 | |
| 平成28年度予算額 | 20,497千円 | | |

<目的>

ニート、ひきこもり、不登校、非行等の社会的自立が困難な子ども・若者の相談を受け、総合的なアセスメントを行い、適切な支援機関に繋ぐことで子ども・若者の社会参加や社会的自立を図る。

<事業内容>

- 1 電話及び来所による相談を受け、ケース検討(アセスメント)を行い、適切な支援機関に繋ぐ。
- 2 支援対象者への訪問等によるアプローチ
- 3 支援機関に繋がっていない対象者への同行支援
- 4 当事者会や家族会等の自助組織の育成
- 5 対象者を相談や支援に導く普及啓発

児童福祉施設整備費補助【4カ年】

(事業開始年度：昭和24年度)

| | | | |
|-----------|---------|---|------------------|
| 実施主体 | 社会福祉法人 | 負担割合 | 国1/2 県1/4 設置者1/4 |
| 平成29年度予算額 | 4,745千円 | (根拠法令等) 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について(H20.6.12厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知) | |
| 平成28年度予算額 | 0千円 | | |

<目的>

児童入所施設等の老朽改築、大規模修繕等の施設整備費の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図る。

<事業内容>

入所児童が実際に一人暮らしを想定しながら自立訓練ができるよう、児童養護施設の一部を大規模修繕し、自立訓練室を整備することで施設機能の高度化を図る。

児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業【4カ年】

(事業開始年度：平成28年度)

| | | | |
|-----------|-----------|---|-------------|
| 実施主体 | 社会福祉法人 | 負担割合 | 国9/10 県1/10 |
| 平成29年度予算額 | 3,823千円 | (根拠法令等) 平成28年度(平成27年度からの繰越分)児童虐待・DV対策等総合支援事業費(児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業分)の国庫補助について(H28.6.29厚生労働省発雇児0629第7号厚生労働事務次官通知) | |
| 平成28年度予算額 | 122,899千円 | | |

<目的>

- ・ 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所し就職した者、大学等へ進学した者のうち、保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額の貸付けや生活費の貸付けを行う。
- ・ 児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付けを行う。

<事業内容>

1 貸付月額

- (1)家賃貸付として家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)(参考：熊本市居住の場合：月額31,100円以内)
- (2)家賃貸付として家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、生活費貸付として月額50,000円
- (3)資格取得貸付として実費(250,000円を上限)

2 貸付期間

- (1)2年
- (2)正規就学年数

D V対策支援事業【4カ年】

(事業開始年度：平成20年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|---------|--|-----------|
| 平成29年度予算額 | 8,790千円 | (根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 売春防止法 児童虐待・DV対策支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱 | |
| 平成28年度予算額 | 8,734千円 | | |

<目的>

売春防止法に基づく要保護女子の転落防止・自立支援、DV防止法に基づく被害者の保護・自立支援を行うことを目的とする。

<事業内容>

- 女性相談員活動事業
女性相談センターに、女性相談員2名を設置し、電話相談及び来所相談に応じる。
平成27年度延べ相談件数 1,094件
- DV防止及び売春防止啓発事業
啓発用資料を作成し、関係機関との連携のもと啓発活動を実施する。
- 身元保証人確保対策事業
一時保護所を退所後、就職や住居の賃借をする際に身元保証人が得られないことにより、就職や住居の確保ができない者がいる。このため、一時保護所施設長が身元保証人となった場合に身元保証人を被保険者とした損害保険契約の保険料を助成することとし、保証人の確保を容易にする。
- DV対策ネットワーク事業
被害者の早期発見、早期対応を図るため、県レベル及び地域振興局単位で福祉、医療、警察、教育関係等によるDV対策関係機関会議を開催し、関係機関のネットワーク強化を図る。
- DV対策関係機関職員専門研修
増加し複雑化するDV相談に対応するため、相談機関職員等を対象に、DVの基本的事項や相談技法等を習得するための研修を実施し、相談体制の強化を図る。
- DV相談法的対応強化事業
DV被害者の支援にあたっては、離婚や退去命令等に関し、法律の専門的知識が必要とされることから弁護士による法律相談を実施する。
- 休日夜間電話相談事業
女性相談センターの相談体制を強化するため、夜間・休日DV電話相談を実施する。

D V対策強化事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成20年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|---------|--|--------|
| 平成29年度予算額 | 1,142千円 | (根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 売春防止法 児童虐待・DV対策支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱 | |
| 平成28年度予算額 | 1,155千円 | | |

<目的>

DVのない社会を実現するために、若年層等を対象とした啓発を行うほか、被害者の自立に向けた支援、民間シェルター運営団体への支援を行う。

<事業内容>

- DV民間シェルター支援事業
DV被害者等を緊急一時的に保護する施設(シェルター)を運営している民間団体に対して事業費を助成し、運営を支援する。
- DV未然防止教育講師派遣事業
若年層に対するDV予防を図るため、高校等の要請に応じ講師を派遣し、生徒に対してDV未然防止教育を実施するとともに、教職員に対しDV未然防止教育の研修を行う。
- DV対策地域啓発事業
地域において「DVは許されない」という意識を醸成するとともに、相談窓口の周知に努める。
- ステップハウス運営事業
被害者が一時保護退所後、自立した生活を営むことができるまで、住居がない場合に住居の提供を行う。
- DV被害者サポート事業
被害者が集まり、互いの被害経験や気持ちを共有する場を設けて、暴力を受け続けて奪われた被害者の自尊心の回復を図る。

新 DV 被害者総合支援・加害者対応モデル事業【4 力年】

(事業開始年度：平成29年度)

| | | | |
|-----------|---------|---|-----------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
| 平成29年度予算額 | 3,955千円 | (根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 児童虐待・DV対策等総合支援事業 | |
| 平成28年度予算額 | - 千円 | | |

< 目 的 >

DV被害者が、在宅又は引き続きDV加害者と同じ地域で生活することを選択する場合の総合的な支援体制の構築を目指し、全国に先駆けてモデル事業を実施する。

< 事業内容 >

婦人相談所による一時保護の退所者の中から、本人の意志及びその他の条件を勘案して事業対象者を選定する。退所後、関係機関(者)で支援方針会議を適宜開催し、地域での当該被害者の支援をコーディネートする。

4 子ども・障がい福祉局

(3) 障がい者支援課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、
「[4カ年]」は熊本復旧・復興4カ年戦略関連事業を表す。

障がい者施策の推進及び体制整備

保健・医療
及び地域生活
支援体制の
充実

保健・医療体制の
充実

障がい者への医療体制の充実

精神保健医療施策の充実

地域療育体制の整備

地域生活支援の充実

地域生活支援の体制整備

地域移行への支援

「住まい」の場の確保

在宅サービスの充実

施設サービスの充実

家族に対する支援

所得保障制度の周知

相談支援体制の充実

新たな障がいに対する
支援

発達障がい者への支援

高次脳機能障がい者への支援

福祉人材の養成・確保

| | | |
|---|----------------------------|-----|
| — | くまもと障がい者プラン推進事業(単) | 137 |
| — | 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会(単) | 137 |
| — | 精神保健福祉審議会(単) | 137 |
| — | 障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業(単) | 137 |
| — | 身体障害者更生相談所(福祉総合相談所)(単) | 138 |
| — | 身体障がい者福祉援助強化事業(単) | 138 |
| — | 地域リハビリテーション推進事業(単) | 138 |
| — | 知的障害者更生相談所(福祉総合相談所)(単) | 139 |
| — | 身体障害者手帳交付事業(単) | 140 |
| — | 療育手帳交付事業(単) | 140 |
| — | 精神障害者保健福祉手帳交付事業(単) | 141 |
| — | 身体障害者福祉センター管理委託(単) | 141 |
| — | 自立支援医療(更生医療)給付事業 | 141 |
| — | 精神保健医療費事業 | 142 |
| — | 重度心身障がい者医療費助成事業(単) | 142 |
| — | 精神保健一般対策事業(単) | 143 |
| — | 精神科救急医療体制整備事業 | 143 |
| — | 医療保護入院等患者移送 | 143 |
| — | 精神医療審査会(単) | 144 |
| — | 精神科病院実地指導(単) | 144 |
| — | 精神保健福祉センター費 | 144 |
| — | ひきこもり地域支援推進事業 | 145 |
| — | 自殺予防普及啓発事業 | 145 |
| — | (新)熊本地震関連自殺対策事業 | 145 |
| — | かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業 | 146 |
| — | 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 | 146 |
| — | 災害派遣精神医療チーム活動事業(単) | 146 |
| — | 地域療育総合推進事業(単)[4カ年] | 146 |
| — | 療育拠点施設・地域療育等支援事業(単) | 147 |
| — | こども総合療育センター管理運営費(単) | 147 |
| — | 障がい児(者)口腔ケア事業 | 148 |
| — | 市町村地域生活支援事業 | 148 |
| — | 障害福祉サービス費等負担事業 | 150 |
| — | 水保・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業 | 150 |
| — | 精神障がい者地域移行支援事業 | 150 |
| — | 障がい者住宅改造助成事業(単) | 151 |
| — | 重度障害者に係る市町村特別支援事業 | 151 |
| — | 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 | 151 |
| — | 障がい者福祉施設整備費 | 152 |
| — | 障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業 | 152 |
| — | 希望の里敷地等維持管理事業(単) | 152 |
| — | 精神障がい者支援教室等開催事業 | 153 |
| — | 重度障がい者居宅生活支援事業 | 153 |
| — | 特別児童扶養手当支給事業 | 153 |
| — | 特別障害者手当等給付事業 | 154 |
| — | 心身障害者扶養共済事業 | 154 |
| — | 障がい者相談支援推進事業 | 154 |
| — | 障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業) | 155 |
| — | 北部発達障がい者支援センター事業[4カ年] | 155 |
| — | 南部発達障がい者支援センター事業[4カ年] | 156 |
| — | 発達障がい者支援体制整備事業[4カ年] | 156 |
| — | 発達障がい者支援医療体制整備事業[4カ年] | 157 |
| — | かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業[4カ年] | 157 |
| — | 高次脳機能障害支援普及事業 | 157 |
| — | 障害程度区分認定調査員等研修事業 | 158 |
| — | サービス管理責任者研修事業 | 158 |
| — | 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 | 158 |
| — | 強度行動障がい支援者養成研修 | 159 |

| | | | |
|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 安心して暮らせる社会環境の整備 | 雇用・就労の促進 | 工賃向上計画支援事業 | 159 |
| | | (新)障がい者在宅就業支援体制構築モデル事業 | 159 |
| | 情報・コミュニケーションの支援 | 聴覚障がい児補聴器購入費助成事業(単) | 160 |
| | | 視覚障がい者生活訓練事業 | 160 |
| | | オストメイト社会適応訓練事業 | 160 |
| | | 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | 160 |
| | | 点字図書館運営委託 | 161 |
| | | 聴覚障害者情報提供センター運営委託 | 161 |
| | | 点訳・朗読奉仕員養成事業 | 161 |
| | | 手話通訳者養成事業 | 161 |
| | | 手話通訳者養成ステップアップ研修事業 | 161 |
| | | 手話通訳設置事業 | 162 |
| | | 要約筆記者養成事業 | 162 |
| | | 要約筆記者ステップアップ研修事業 | 162 |
| | | 点訳奉仕員・朗読(音訳)奉仕員ステップアップ研修事業 | 162 |
| | | 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業 | 162 |
| | スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援 | 盲ろう者通訳・介助員養成事業 | 163 |
| | | 盲ろう者通訳・介助員養成促進事業 | 163 |
| | | 字幕入り映像ライブラリー制作・頒布 | 163 |
| | | 点字による情報ネットワーク事業 | 163 |
| | | 聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業(単) | 163 |
| | | コミュニケーション推進事業 | 164 |
| | | コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業 | 164 |
| | | (新)遠隔手話通訳サービス事業 | 164 |
| | | 視覚障がい者歩行訓練指導等事業 | 164 |
| | | 要約筆記者指導者養成事業 | 164 |
| 住みやすい生活環境の整備 | 障がい者芸術・文化推進事業 | 165 | |
| | 精神保健福祉大会事業 | 165 | |
| 「ともに生きる社会」に向けた意識づくり | 精神障がい者作品展開催事業 | 165 | |
| | 地域精神保健福祉普及啓発事業 | 165 | |
| やさしいまちづくりの推進 | 障がい者社会参加推進センター設置事業 | 166 | |
| | 地域精神障がい者レクリエーション教室事業 | 166 | |
| | くまもと障がい者スポーツ大会開催事業 | 166 | |
| | 地域精神障がい者スポレク大会事業 | 166 | |
| | 障がい者団体育成事業(単) | 167 | |
| | 全国障害者スポーツ大会派遣事業(単) | 167 | |
| | 2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業(単) | 167 | |
| | 身体障がい者補助犬給付事業 | 167 | |
| | 障害者条例推進事業(単) | 168 | |
| | 障害者虐待防止対策支援事業 | 168 | |
| | やさしいまちづくり推進協議会等運営事業(単) | 168 | |
| | UDやさしいまちづくり普及啓発事業(単) | 169 | |

くまもと障がい者プラン推進事業 単

(事業開始年度：平成15年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|---------|---|-----------|
| 平成29年度予算額 | 2,520千円 | (根拠法令等) 障害者基本法第7条、第10条第2項及び第36条 熊本県障害者施策推進審議会条例 | |
| 平成28年度予算額 | 1,689千円 | | |

<事業内容>

障害者基本法に基づく障がい者施策に関する総合的な計画である第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」(計画期間：平成27年度～平成32年度)について、次の方法により、計画に掲げる施策の着実な推進を図るとともに、第5期計画について中間見直しを行う。また、平成29年度に終期を迎える「障がい者福祉計画」については次期計画を策定する。

- 1 障害者施策推進審議会による施策の実施状況の検証・評価
- 2 障がい当事者・家族団体等との意見交換会によるニーズ把握
- 3 計画推進のための普及・啓発

社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会 単

(事業開始年度：昭和57年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|-------|---|-----------|
| 平成29年度予算額 | 903千円 | (根拠法令等) 社会福祉法第7条、第11条 熊本県社会福祉審議会条例第1条 熊本県社会福祉審議会運営要領 | |
| 平成28年度予算額 | 903千円 | | |

<事業内容>

身体障害者福祉法第15条第1項に基づく医師の指定、身体障害者手帳の障害程度の認定、障害者総合支援法第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定等身体障がい者の福祉に関する事項を調査審議する(委員数11名/年6回開催)。

精神保健福祉審議会 単

(事業開始年度：昭和40年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|-------|-----------------------------------|-----------|
| 平成29年度予算額 | 106千円 | (根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条 | |
| 平成28年度予算額 | 136千円 | | |

<事業内容>

本県の精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉に関する事項を調査審議する(委員数13名/不定期開催)。

障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業 単

(事業開始年度：平成18年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|---------|---|-----------|
| 平成29年度予算額 | 911千円 | (根拠法令等) 障害者総合支援法第97条、第98条 熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例 | |
| 平成28年度予算額 | 1,113千円 | | |

<目的>

障がい者又は障がい児の保護者が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合、知事に対して提起された審査請求を審理する機関として、熊本県障害者介護給付費等不服審査会を設置し、専門的な立場から審査を行い、公平なサービス利用に資する。

<事業内容>

審査請求が提起された場合、必要に応じて不服審査会(合議体)を開催し審理を行う。

- 2 合議体(各5人の委員で構成)

身体障害者更生相談所（福祉総合相談所）単

（事業開始年度：昭和28年度）

| | | | |
|-----------|----------|-------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 14,761千円 | （根拠法令等） 身体障害者福祉法第11条 | |
| 平成28年度予算額 | 14,873千円 | | |

<目的>

身体障がい者の医学的、心理学的判定に基づき、専門的な相談・指導を行い、身体障がい者福祉の充実向上を図る。

<対象>

身体障がい者をはじめとする県民一般

<事業内容>

- 1 身体障がい者の来所、巡回による専門的な相談及び判定
- 2 身体障がい者の更生援護に係る市町村長からの依頼による各種判定
- 3 身体障がい者の補装具の処方及び適合判定

身体障がい者福祉援助強化事業 単

（事業開始年度：平成5年度）

| | | | |
|-----------|---------|--------------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 1,219千円 | （根拠法令等） 身体障害者福祉法第11条、第11条の2 | |
| 平成28年度予算額 | 1,140千円 | | |

<目的>

身体障害者更生相談所（福祉総合相談所）に身体障害者福祉司を配置し、身体障害者福祉法に則り、身体障がい者の福祉の増進を図る。

<対象>

市町村 等

<事業内容>

- 1 市町村職員に対する、技術的、専門的助言指導
- 2 補装具費の要否判定に伴う調査
- 3 補装具製作

地域リハビリテーション推進事業 単

（事業開始年度：平成5年度）

| | | | |
|-----------|-------|--|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 133千円 | （根拠法令等） 身体障害者更生相談所の運営について （S61.5.1社更第89号厚生省社会局長通知） | |
| 平成28年度予算額 | 320千円 | | |

<目的>

熊本県における障がい者の更生援護並びに自立援護の関係者及び関係機関等の代表者が、県下の障がい者のリハビリテーション活動の推進について情報及び意見の交換を行い、もって障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

<構成>

学識経験者、関係する行政機関・施設・団体の代表者、その他

<事業内容>

- 1 熊本県障がい者地域リハビリテーション協議会
専門部会：障がい者支援施設連絡協議会、補装具適正交付連絡協議会
- 2 リハビリテーション関係職員研修
- 3 在宅障がい者訪問診査

知的障害者更生相談所（福祉総合相談所）単

（事業開始年度：昭和35年度）

| | | | |
|-----------|---------|-------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 3,569千円 | （根拠法令等） 知的障害者福祉法第12条 | |
| 平成28年度予算額 | 3,735千円 | | |

< 目的 >

知的障がい者の福祉について相談に応じ、医学的、心理学的判定を行い、知的障がい者の福祉の増進を図る。

< 対象 >

知的障がい者をはじめとする県民一般

< 事業内容 >

- 1 知的障がい者についての来所、巡回相談に応じ、医学的、心理学的判定、これに伴う必要な指導を行う。
- 2 療育手帳の判定

< 活動状況 >

来所・巡回相談内容状況

単位：件

| 年度 | 取扱 実人員 | 相 談 内 容 | | | | | | | | 計 |
|-----|-----------|---------|----|----|------|-----|----|------|-----|-----|
| | | 施設 | 職親 | 職業 | 医療保健 | 生活 | 教育 | 療育手帳 | その他 | |
| H25 | 354 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 352 | 0 | 354 |
| H26 | 356 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 355 | 0 | 356 |
| H27 | 346 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 344 | 1 | 346 |
| H28 | 346 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 342 | 3 | 346 |
| | 来所 | 306 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 302 | 3 | 306 |
| | 巡回 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 | 0 | 40 |
| | 構成比(%) | | 0 | 0 | 0 | 0.3 | 0 | 98.8 | 0.9 | 100 |

来所・巡回判定内容状況

単位：件

| 年度 | 判 定 内 容 | | | | 計 |
|-----|---------|------|------|--------|-----|
| | 医学的判定 | 心理判定 | 職能判定 | その他の判定 | |
| H25 | 152 | 352 | 0 | 0 | 504 |
| H26 | 161 | 355 | 0 | 0 | 516 |
| H27 | 146 | 344 | 0 | 0 | 490 |
| H28 | 128 | 342 | 0 | 0 | 470 |
| | 来所 | 116 | 302 | 0 | 418 |
| | 巡回 | 12 | 40 | 0 | 52 |
| | 構成比(%) | 27.2 | 72.8 | 0 | 100 |

身体障害者手帳交付事業 単

(事業開始年度:昭和24年度)

| | | | |
|-----------|---------|--------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 5,608千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 6,154千円 | 身体障害者福祉法第15条 | |

<事業内容>

身体障害者福祉法で定める「身体障害者」であることの証票として、身体に一定程度以上の永続する障がいのある者に交付する。(熊本市を除く)

手帳に記載された障がい名・障害程度等級に基づき、次のような障害者総合支援法に基づくものをはじめとした各種制度の利用が可能(障害程度等により適用の有無あり)となる。

- 自立支援医療(更生医療)費の支給
- 補装具費の支給
- 介護給付費等の支給
- 重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成
- 日常生活用具の給付
- 市電・バス・JR・航空運賃の割引
- 国税、地方税の諸控除及び減免、NHK放送受信料の全額又は半額免除

1 年齢区分別・障がい別の状況(熊本市を含む) (平成29年3月31日現在)

| 障がい 年齢区分 | 視覚障がい | 聴覚・平衡機能障がい | 音声・言語・そし やく機能障がい | 肢体不自由 | 内部障がい | 計 |
|-------------|-------|------------|---------------------|--------|--------|--------|
| 18才未満 | 34 | 190 | 6 | 749 | 216 | 1,195 |
| 18才以上 | 6,314 | 9,465 | 797 | 44,841 | 30,225 | 91,642 |
| 計 | 6,348 | 9,655 | 803 | 45,590 | 30,441 | 92,837 |

2 障がい区分等級別の状況(熊本市を含む) (平成29年3月31日現在)

| 区分 | 等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|-----------------|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 視覚障がい | | 2,497 | 1,809 | 407 | 388 | 740 | 507 | 6,348 |
| 聴覚・平衡機能障がい | | 316 | 2,349 | 1,350 | 2,030 | 47 | 3,563 | 9,655 |
| 音声・言語・そしやく機能障がい | | 16 | 57 | 466 | 264 | - | - | 803 |
| 肢体不自由 | | 8,601 | 8,261 | 8,678 | 12,757 | 4,705 | 2,588 | 45,590 |
| 内部障がい | | 17,190 | 151 | 2,121 | 10,979 | - | - | 30,441 |
| 計 | | 28,620 | 12,627 | 13,022 | 26,418 | 5,492 | 6,658 | 92,837 |

療育手帳交付事業 単

(事業開始年度:昭和48年度)

| | | | |
|-----------|---------|---|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 2,024千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 2,008千円 | 療育手帳制度要綱(S48.9.27厚生省発児第156号 厚生事務次官通知) 県療育手帳交付要項(S49.1.7家児第1309号通知) | |

<目的>

知的障がい児(者)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。

<対象>

福祉総合相談所又は八代児童相談所において知的障がいと判定された者(児)に対して交付する。

<事業内容>

福祉総合相談所又は八代児童相談所における判定結果に基づき手帳を交付する。

療育手帳所持者に対する各種援助措置として次のようなものがある(障害程度等により適用の有無あり)。

- 1 障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済などの各種手当(年金)等の給付
- 2 重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成
- 3 日常生活用具の給付
- 4 市電・バス・JR・航空運賃の割引
- 5 国税、地方税の諸控除及び減免、NHK受信料の全額又は半額免除

精神障害者保健福祉手帳交付事業 単

(事業開始年度：平成7年度)

| | | | |
|-----------|---------|-------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 4,572千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 4,656千円 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条 | |

<事業内容>

精神障がい者の福祉及びノーマライゼーションの一層の推進を図るため、申請に基づき手帳を交付し、税制上の優遇措置等各種の援助制度を利用しやすくする(平成28年度の交付件数：8,260件)。

身体障害者福祉センター管理委託 単

(事業開始年度：昭和50年度)

| | | | |
|-----------|------------------------|----------------------------------|--------|
| 実施主体 | 県(指定管理者：(福)熊本県社会福祉事業団) | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 47,863千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 47,863千円 | 身体障害者福祉法第31条 熊本県身体障害者福祉センター条例 | |

<事業内容>

身体障がい者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツレクリエーションなどの便宜を供与する熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を社会福祉法人熊本県社会福祉事業団とする。

自立支援医療(更生医療)給付事業

(事業開始年度：昭和29年度)

| | | | |
|-----------|-----------|---------------|------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国1/2 県1/4 市町村1/4 |
| 平成28年度予算額 | 811,439千円 | (根拠法令等) | |
| 平成29年度予算額 | 797,050千円 | 障害者総合支援法第58条等 | |

<目的>

身体障がい者の身体機能の障がいを軽減又は改善するなど、身体障がい者の更生に必要な医療の給付を行う場合に市町村が支弁する費用に対して助成する。

<対象>

身体障害者手帳の交付を受けた者(18歳以上)

<事業内容>

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 病院又は診療所への収容
- 5 看護
- 6 移送

精神保健医療費事業

(事業開始年度：昭和25年度)

| | | | |
|-----------|-------------|--|--|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 措置入院 : 国 3 / 4 県 1 / 4 自立支援医療 : 国 1 / 2 県 1 / 2 |
| 平成29年度予算額 | 1,870,194千円 | (根拠法令等) 障害者総合支援法第58条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条 | |
| 平成28年度予算額 | 1,847,628千円 | | |

<事業内容>

1 措置入院

入院させなければ精神的障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者に対して、医療及び保護を行うために、知事の権限で入院措置を行う。入院費全体に対し各医療保険制度を適用し、残りの部分を公費負担する。

2 自立支援医療費(精神通院医療)

精神疾患の治療を受けている方が外来で保険診察を受けた際、医療費の一部を公費で負担し、自己負担の保険診療分を原則一割負担とするもの。所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が発生する方については、月当たりの負担額に上限を設定する。

<事業実績>

1 措置入院

| 年度(6月末現在) | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 措置患者数(人) | 64 | 74 | 61 | 59 | 53 | 44 | 49 | 47 |
| 措置率(%) | 0.7 | 0.9 | 0.7 | 0.7 | 0.6 | 0.5 | 0.6 | 0.6 |

措置率とは、入院患者数に対する措置入院者の割合をいう。

H24以降は、熊本市(政令市)の長が措置した人数を含む。

2 自立支援医療費(精神通院医療)

| 年度(3月末現在) | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受給者数 | 18,544 | 19,382 | 20,492 | 21,838 | 22,829 | 24,242 | 25,521 | 26,580 |

H24以降は、熊本市(政令市)分を含む。

重度心身障がい者医療費助成事業単

(事業開始年度：昭和48年度)

| | | | |
|-----------|-------------|---------------------------------------|--|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 県 1 / 2 市町村 1 / 2 (熊本市：県 1 / 3 熊本市 2 / 3) |
| 平成29年度予算額 | 1,510,145千円 | (根拠法令等) 熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領 | |
| 平成28年度予算額 | 1,533,797千円 | | |

<事業内容>

重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村に対して助成する。

1 給付方法 償還方式(一部市町村に現物給付あり)

2 所得制限 障害児福祉手当所得制限限度額

- 3 一部負担金 入院 1 医療機関につき 2,040 円 / 月
通院 1 医療機関につき 1,020 円 / 月
訪問看護 1 医療機関につき 1,020 円 / 月

<対象>

- 1 身体障害者手帳 1 級又は 2 級所持者
- 2 療育手帳 A 1 又は A 2 所持者
- 3 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
- 4 福祉手当受給相当者

精神保健一般対策事業 単

(事業開始年度：昭和40年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10 / 10 |
|-----------|---------|--|----------|
| 平成29年度予算額 | 4,995千円 | (根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について (H12.3.31 障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 5,540千円 | | |

<事業内容>

精神障がい者の早期発見、早期治療及び社会復帰の促進並びに福祉の向上を援助するために、保健所において精神科嘱託医、保健師による相談及び訪問指導等を行う(嘱託医相談日：月1回)。

精神科救急医療体制整備事業

(事業開始年度：平成9年度)

| 実施主体 | 県・熊本市(委託先：(公社)熊本県精神科協会) | 負担割合 | 国1 / 2 県1 / 4 熊本市1 / 4 |
|-----------|-------------------------|--|------------------------|
| 平成29年度予算額 | 28,660千円 | (根拠法令等) 精神科救急医療体制整備事業実施要綱(H23.4.25障発0425第2号厚 生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 28,864千円 | | |

<事業内容>

1 精神科救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患の急発及び急変のため、速やかな精神科治療を必要とする精神障がい者等が迅速かつ適切な医療及び保護を受けられる体制を確保し、もって精神障がい者の社会復帰を支援することを目的とする。

当番病院は、精神保健指定医及び看護師等を待機させ、入院のための空床を確保する。

平成28年度 延べ1,008件(外来診察315件、入院254件、助言指導397件、その他42件)

2 精神科救急情報センター事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、緊急な医療を必要とする精神障がい者等及びその家族等からの相談を受け、必要に応じて精神科救急医療施設等と連携を取り、適切な医療の確保することを目的とする。

平成28年度 延べ1,033件

3 身体合併症救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患又は身体疾患の急発及び急変のため、速やかな医療及び保護を必要とする身体合併症患者(身体疾患を合併している精神疾患患者)が迅速かつ適切な医療を受けられる体制を確保し、もって精神障がい者が安心して地域で日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

平成28年度 延べ2,506件(外来診察1,448件、入院1,058件)

医療保護入院等患者移送

(事業開始年度：平成12年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1 / 2 県1 / 2 |
|-----------|------|------------------------------------|---------------|
| 平成29年度予算額 | 33千円 | (根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条 | |
| 平成28年度予算額 | 33千円 | | |

<事業内容>

精神保健指定医による診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある精神障がい者であって、その精神障がいのため本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたものを、医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送する。

精神医療審査会 単

(事業開始年度：昭和63年度)

| | | | |
|-----------|---------|-------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 7,066千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 6,604千円 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条 | |

<事業内容>

当審査会は、精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するために設置された独立した第三者機関であり、次の審査を行う。

- 1 医療保護入院届、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告があったとき、その入院の要否について
- 2 精神科病院に入院中の者又はその保護者から、退院請求又は処遇改善請求があったとき、その入院の要否又は処遇の適否について

県下の病院を2つの合議体で(各5人の委員により構成)分担して、それぞれ毎月1回開催

<事業実績>

平成28年度審査件数 医療保護入院時の届出 2,364件
 定期の報告 (措置入院)31件、(医療保護入院)1,447件
 退院等請求 30件

精神科病院実地指導 単

(事業開始年度：昭和63年度)

| | | | |
|-----------|-------|--------------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 734千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 734千円 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法第38条の6 | |

<事業内容>

精神障がい者の人権に配慮した適正な医療及び保護を目的に、精神科病院への入院の要否、処遇の適否等を審査するとともに、入院手続等の事務手続の一層の適正化を図るため、全病院について年1回実地指導を実施する。

<対象>

熊本市内の精神科病院を除く26の精神科病院

精神保健福祉センター費

(事業開始年度：昭和47年度)

| | | | |
|-----------|----------|---|---|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 社会復帰・アルコール依存・思春期精神保健関連:国1/3 県2/3、その他:県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 14,487千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 14,405千円 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条、第7条 精神保健福祉センター運営要領 (H8.1.19健医発57号 厚生省保健医療局長通知) | |

<事業内容>

精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉業務の中心的指導機関として、専門職員を配置して、精神保健に関する調査研究、保健所及び関係機関への技術指導援助、複雑困難なケースの相談指導及び酒害相談、社会復帰援助、県民に対する精神保健知識の普及・啓発、思春期精神保健に関する研修・相談、心の健康づくりに関する電話・来所相談、協力組織育成等を行い、精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図る。

ひきこもり地域支援推進事業

(事業開始年度：平成27年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 2、県 1 / 2 |
|-----------|---------|--|-----------------|
| 平成29年度予算額 | 6,000千円 | (根拠法令等) 生活困窮者自立支援法 ひきこもり対策推進事業実施要領 | |
| 平成28年度予算額 | 6,431千円 | | |

<事業内容>

ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人、家族等の福祉の増進を図る。

<対象>

18歳以上のひきこもり状態にある本人、家族等(熊本市民を除く)

<事業内容>

1 ひきこもり地域センター設置運営事業

精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり状態にある本人や家族等からの電話、来所による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策に関する情報発信等を行う。

2 ひきこもりサポーター養成研修事業

ひきこもり状態にある本人や家族等を訪問して適切な支援機関につなぐ「ひきこもりサポーター」を養成する。

自殺予防普及啓発事業

(事業開始年度：平成21年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 2、県 1 / 2 |
|-----------|---------|---|-----------------|
| 平成29年度予算額 | 224千円 | (根拠法令等) 自殺対策基本法 地域自殺対策強化事業実施要領(H27.2.19府政共生第158号内閣府政策統括官通知) | |
| 平成28年度予算額 | 3,964千円 | | |

<目的>

自殺者総数は減少傾向にあるものの、依然として若年層の自殺死亡率が高く、高齢者の自殺者数が多い現状がある。自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及・啓発し、自殺予防や精神疾患の早期発見・早期治療につなげていき、一人でも多くの県民の命を守る。

<事業内容>

自殺予防週間(9月)や自殺予防強化月間(3月)等において、各保健所の圏域ごとに、街頭における各種啓発リーフレット配付等の啓発活動を実施する。

新熊本地震関連自殺対策事業

(事業開始年度：平成29年度)

| 実施主体 | 県、市町村、民間団体 | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|-----------|------------|---|-------------|
| 平成29年度予算額 | 30,055千円 | (根拠法令等) 自殺対策基本法 地域自殺対策強化事業実施要領(H27.2.19府政共生第158号内閣府政策統括官通知) | |
| 平成28年度予算額 | 千円 | | |

<目的>

大規模災害の発生後においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることから、自殺リスクが高まることが予測されるため、自殺対策は極めて緊急性の高い課題である。本県においては従来から自殺対策を実施してきたが、平成28年4月の熊本地震の発生を踏まえ、熊本地震の被災者の自殺防止対策を中心に、事業に取り組む。

<事業内容>

1 自殺予防相談支援等事業(負担割合[若者相談支援事業]:国 2/3、県 1/3)

(負担割合[相談支援事業、ゲートパ-養成事業ほか]:国 1/2、県 1/2)

2 市町村等自殺対策推進事業(負担割合[市町村実施分]:各事業メニューの選択により、国1/2、2/3、10/10)

(負担割合[民間団体実施分]:国 1/2、県 1/2)

かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

| 実施主体 | 県、熊本市 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
|-----------|-------|--|-----------------|
| 平成29年度予算額 | 257千円 | (根拠法令等) 精神障害関係従事者養成研修事業について(H26.3.31障発第0331 第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 466千円 | | |

< 目的 >

かかりつけ医師等に対し、適切なうつ病等精神科疾患に関する診療の知識・技術、精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を実施すること、及び精神科医療機関への受診の円滑化を促進する取組みにより、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策を推進する。

< 対象 >

熊本県内の医師

災害派遣精神医療チーム体制整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
|-----------|-------|---|-----------------|
| 平成29年度予算額 | 464千円 | (根拠法令等) 災害派遣精神医療チーム体制整備事業実施要綱(H26.3.31日障発 第0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 586千円 | | |

< 目的 >

地震・風水害などの自然災害の被災者は心理的外傷後ストレス障害(PTSD)等の様々な心理的反応を生じることから、災害時等の緊急時におけるケアに関する専門的な対応が円滑に行えるよう、緊急支援チームを整備し、災害発生時の緊急支援体制を強化する。

災害派遣精神医療チーム活動事業単

(事業開始年度：平成28年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 |
|-----------|---------|--|-----------|
| 平成29年度予算額 | 2,777千円 | (根拠法令等) 災害派遣精神医療チーム体制整備事業実施要綱(H26.3.31障発第 0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 3,905千円 | | |

< 目的 >

平成 28 年熊本地震で活動した熊本 D P A T の損害保険加入料金の精算と今後の災害に備えた損害保険の継続加入を行う。

また、熊本 D P A T に配備したパソコンについて通信サービスに加入する。

地域療育総合推進事業単【4力年】

(事業開始年度：平成17年度)

| 実施主体 | 県、市町村 | 負担割合 | 事業 1 : 県 1 / 2 市町村 1 / 2 事業 2・3 : 県 10 / 10 |
|-----------|----------|---|--|
| 平成29年度予算額 | 20,066千円 | (根拠法令等) 障害者総合支援法第78条 熊本県障害児(者)地域療育支援事業実施要項 熊本県難聴児療育拠点施設事業実施要項 熊本県地域療育センター事業実施要項 | |
| 平成28年度予算額 | 25,082千円 | | |

< 目的 >

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児及びその疑いがある児童(以下、「在宅障がい児等」という。)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児の福祉の向上を図る。

< 事業内容 >

1 地域療育センター事業

各障害保健福祉圏域内の療育中核機関となる地域療育センターにおいて市町村が実施する療育事業に係る費用を助成する。（療育相談員設置事業・地域療育支援事業（訪問療育/外来療育/施設支援一般））

2 障害児等療育支援事業

県内における難聴児に対する療育の向上を図るため、難聴幼児通園施設「熊本県ひばり園」が地域への療育支援などを行う。

3 地域療育ネットワーク推進事業

障害保健福祉圏域内の療育関係機関を構成員とする「地域療育ネットワーク会議」を振興局ごとに設け、圏域内の療育関係者の連携強化を図るとともに、障がい児の状況や地域療育の課題を検討する。

療育拠点施設・地域療育等支援事業 単

（事業開始年度：平成15年度）

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|---------|---|--------|
| 平成29年度予算額 | 3,284千円 | （根拠法令等） 障害者総合支援法第78条等 熊本県障害児（者）療育拠点施設事業実施要項 | |
| 平成28年度予算額 | 3,284千円 | | |

< 目 的 >

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児及びその疑いがある児童（以下、「在宅障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

< 事業内容 >

様々な障がいに対して専門的かつ総合的な療育機能を有する施設である熊本県こども総合療育センターが、地域療育センター等を支援することなどにより、県内における療育の向上を図る。

こども総合療育センター管理運営費 単

（事業開始年度：平成6年度）

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|-----------|--|--------|
| 平成29年度予算額 | 294,666千円 | （根拠法令等） 児童福祉法第42条第2号（医療型障害児入所施設） 児童福祉法第43条第2号（医療型児童発達支援センター） 児童福祉法第43条第1号（福祉型児童発達支援センター） 医療法第1条の5第1項（病院） 熊本県こども総合療育センター条例 | |
| 平成28年度予算額 | 299,637千円 | | |

< 目 的 >

本県の療育拠点施設として障がい及び障がいの疑いのある子どもの早期発見、早期療育のための総合診断や療育の方向づけを行う。

< 対 象 >

18歳未満の障がい及び障がいの疑いのある子ども

< 事業内容 >

- 1 診 療 入所児・通園児及び外来児に対し、小児科・整形外科を中心として機能障がい改善のための治療を行う。
- 2 機 能 訓 練 入所児・通園児及び外来児に対し、機能障がいの改善のため、個別の訓練・指導や集団での訓練及び保護者指導等を行う。
- 3 生 活 指 導 将来の社会生活のために、身につけなければならない基本的な生活習慣等の指導や援助を行う。3歳以上の入所児は隣接の県立松橋東支援学校（高等部なし）に通学し教育を受ける。
- 4 地域療育支援 療育拠点施設として地域療育センター等に対して専門スタッフを派遣するとともに、障がい児療育に関する情報提供や研修等を行う。

（定員）医療型障害児入所施設 60名、医療型児童発達支援センター20名、福祉型児童発達支援センター30名

障がい児（者）口腔ケア事業

（事業開始年度：平成15年度）

| | | | |
|-----------|--------------------|---|-----------------|
| 実施主体 | 県(委託先：(社)熊本県歯科医師会) | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
| 平成29年度予算額 | 433千円 | (根拠法令等) 歯科口腔保健の推進に関する法律 口腔保健推進事業実施要綱(H25.5.15医政発0515第7号厚生労働省医政局長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 542千円 | | |

< 目的 >

障がい児（者）の口腔環境の向上を図る。

< 事業内容 >

障がい児（者）に対する効果的な口腔ケアを進めるため、地域のリーダーとなる歯科医療関係者の研修を行う。

市町村地域生活支援事業

（事業開始年度：平成18年度）

| | | | |
|-----------|-----------|---|---------------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4 |
| 平成29年度予算額 | 216,529千円 | (根拠法令等) 障害者総合支援法第77条、第94条 地域生活支援事業実施要綱及び地域生活支援促進事業実施要綱 (H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 211,146千円 | | |

< 目的 >

障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域生活支援事業等に要する経費を助成する。

< 事業内容 >

1 地域生活支援事業

(1) 必須事業

法律上、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて必ず実施しなければならない事業

理解促進研修・啓発事業

障がい者等の理解を深めるための研修・啓発

自発的活動支援事業

障がい者等による悩みの共有や情報交換のできる交流会活動、災害対策活動、ボランティア活動等を支援
基幹相談支援センター等機能強化事業

特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

一般住宅への入居が困難な障がい者等に対する入居支援

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の助成（知的・精神）

成年後見制度法人後見支援事業

法人後見実施のための研修、地域の実態把握、検討会などの実施、適正な活動のための支援等

意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の配置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援、又は遠隔手話通訳サービスの導入など

日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため別告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与（身体・知的・精神・難病患者）

手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成研修

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等への外出のための支援

地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等に対して創作的活動等の機会の提供等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化

(2) 任意事業

市町村の判断により、障がい者の自立した日常生活又は社会生活のために実施する事業

福祉ホームの運営

障がい者に定額な料金で居室その他の設備を提供し、地域生活を支援

訪問入浴サービス

看護師、准看護師、介護職員が居宅を訪問して行う、入浴の介護（身体障がい者対象）

生活訓練等

障がい者等に日常生活上必要な訓練・指導等

日中一時支援

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を支援

地域移住のための安心生活支援

緊急一時的な宿泊や地域での1人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保及び地域生活を支援するためのコーディネーターの配置

巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員による、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保

相談支援事業所等における退院支援体制の確保

協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

市町村協議会における先進的な地域資源の開発・利用促進等の支援

レクリエーション活動等支援

各種レクリエーション教室や運動会等の開催

芸術文化活動振興

障がい者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供

点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な障がい者に、点訳、音声訳等により、地方公共団体等の広報など必要度の高い情報を提供

奉仕員養成研修

点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修

複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進

意思疎通支援事業について、未実施の市町村等において行う近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法の検討

盲人ホームの運営

鍼灸等の資格を有する視覚障がい者で、自営や雇用が困難な者に対し、施設を活用した技術指導の実施
知的障害者職親委託

知的障がい者に対し、一定期間、事業経営者等（職親）の下での生活指導、技能習得訓練等の実施

特別支援事業

意思疎通支援従事者の養成強化等

2 地域生活支援促進事業

(1) 発達障害児者地域生活支援モデル事業

発達障がい者の特性を踏まえた先進的な取組みを行い、自治体の取組みとして実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施

(2) 障害者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における協力体制の整備や支援体制の強化を図る

(3) 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度利用促進のための普及啓発

障害福祉サービス費等負担事業

(事業開始年度：平成18年度)

| | | | |
|-----------|-------------|-------------------------|------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国1/2 県1/4 市町村1/4 |
| 平成29年度予算額 | 9,688,668千円 | (根拠法令等) 障害者総合支援法第94条 | |
| 平成28年度予算額 | 9,360,127千円 | | |

<目的>

市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図る。

<事業内容>

障害者自立支援給付費負担金の支給に要する費用の一部負担

水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業

(事業開始年度：平成23年度)

| | | | |
|-----------|----------|---|-------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国8/10 県2/10 |
| 平成29年度予算額 | 12,720千円 | (根拠法令等) 水俣病総合対策費補助金交付要綱(H4.4.30環保業第227号環境事務次官通知) | |
| 平成28年度予算額 | 12,720千円 | | |

<目的>

1 基準該当サービス普及促進モデル事業

障がい者サービスが不足している当該地域において、水俣病被害者を含む障がい者が地域の介護保険のサービスを利用できるように制度化された基準該当サービスの普及促進を図る。

2 障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

胎児性水俣病患者をはじめ、重度障がい者に対するケアマネジメントを確実に実施し、障がい者の生活の質の向上と介護者の介護負担の軽減を図る。

<対象>

- 1 水俣市・芦北町・津奈木町
- 2 水俣市

<事業内容>

1 基準該当サービス普及促進モデル事業

基準該当生活介護サービスを提供した場合の、通常より低く抑えられている報酬の差額を助成し、介護保険サービスと障害者自立支援法によるサービスの総合的な利用促進を図る。

2 障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

障がい者に対する相談対応やケアマネジメント業務を行っている指定相談支援事業所の担当職員を増員する場合の経費を助成する。

精神障がい者地域移行支援事業

(事業開始年度：平成19年度)

| | | | |
|-----------|---------------------|---|-------------------------------|
| 実施主体 | 県(委託先：(公社)熊本県精神科協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2(委託) 県10/10(委託以外) |
| 平成29年度予算額 | 411千円 | (根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4、第33条の5、第33条の6 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 529千円 | | |

<目的>

精神保健医療福祉施策における「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念に基づき、精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行・地域生活に必要な地域体制を整備し、精神障がい者の地域移行及び自立を促進することを目的とする。

<事業内容>

精神科病院に入院している者の退院促進のため、退院後生活環境相談員や地域援助事業者等の資質向上を図るために研修会を実施する。

障がい者住宅改造助成事業 単

(事業開始年度：平成8年度)

| | | | |
|-----------|-------------|--------------------------|--|
| 実施主体 | 市町村(熊本市を除く) | 負担割合 | 県1/3 市町村1/3 本人1/3 (ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については県1/2、市町村1/2) |
| 平成29年度予算額 | 5,436千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 5,893千円 | 熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項 | |

<目的>

障がい者の在宅生活継続のための住環境を確保することにより在宅福祉の推進を図る。

<対象>

65歳未満の重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A1・A2所持者又は重度の障がい者と同居する世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯)

<事業内容>

- 1 基準額 900千円(改造1件当たり)
- 2 対象経費 便所、浴室、洗面所、玄関、居室等、障がい者が利用する部分の改造に要する経費

重度障害者に係る市町村特別支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|-----------|---------|---|-----------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 748千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 1,258千円 | 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障顔保健福祉部長通知) | |

<目的>

訪問系サービス利用者全体に占める重度障がい者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障がい者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

<事業内容>

訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が1割を超え、かつ訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している市町村に対して、訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額の一部又は全部について助成する。

重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|-----------|-------------|--|------------------|
| 実施主体 | 市町村(熊本市を除く) | 負担割合 | 国1/2 県1/4 市町村1/4 |
| 平成29年度予算額 | 30,240千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 30,062千円 | 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領(H19.2.6障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |

<目的>

重度訪問介護の利用において、在宅での重度障がい者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、重度障がい者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

<事業内容>

次の要件を満たす市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

- 1 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- 2 重度障害者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村(重度障害者に係る市町村特別支援事業の補助対象市町村にあっては、重度障害者に係る市町村特別支援事業による補助を優先適用する。)

障がい者福祉施設整備費

(事業開始年度：平成18年度)

| | | | |
|-----------|-----------|---|-------------------------------|
| 実施主体 | 社会福祉法人等 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 4 社会福祉法人等 1 / 4 |
| 平成29年度予算額 | 409,777千円 | (根拠法令等) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(H17.10.5厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知) | |
| 平成28年度予算額 | 438,426千円 | | |

<事業内容>

障がい者福祉施設の創設、改築、修繕などを行う社会福祉法人等に対し、その経費を助成する。

障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業

(事業開始年度：昭和24年度)

| | | | |
|-----------|-------------|---|--|
| 実施主体 | 県、市町村 | 負担割合 | 入所支援 国 1 / 2 県 1 / 2 通所支援 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4 相談支援 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4 |
| 平成29年度予算額 | 1,898,228千円 | (根拠法令等) 児童福祉法第21条の5の2、第21条の5の4、第21条の5の12、第21条の5の28、第21条の6、第24条の2、第24条の6、第24条の20、第24条の25、第24条の26、第24条の27、第50条第7号及び第50条第7号の2 熊本県児童福祉法施行細則 | |
| 平成28年度予算額 | 745,176千円 | | |

<目的>

福祉型障害児入所施設等の指定障害児入所施設において、障がいのある児童に対する訓練・保護等を行う。

また、市町村が支弁する障害児通所給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい児の福祉の増進を図る。

<対象>

障がい児

<事業内容>

指定障害児入所施設等から障害児入所支援を受けた障がい児の保護者等に対し、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費を給付する。

児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に係る措置が適当と判断した障がい児を障害児入所施設に入所させ、これを保護し、自立自活に必要な知識技能などを提供する。

障害児通所給付費負担金の支給に要する費用の一部を負担する。

希望の里敷地等維持管理事業 単

(事業開始年度：平成17年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|---------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(福)熊本県手をつなぐ育成会) | 負担割合 | 県 10 / 10 |
| 平成29年度予算額 | 1,591千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 1,991千円 | | |

<目的>

宇城市に整備した総合的な福祉施設「希望の里」の維持管理を行う。

<事業内容>

「希望の里」敷地内の除草及び屋外便所清掃管理について、社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会に委託する。

精神障がい者支援教室等開催事業

(事業開始年度：昭和50年度)

| | | | |
|-----------|---------------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一社)熊本県精神障害者福祉会連合会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 144千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 180千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<目的>

精神障がい者の家族を対象に研修会や家族教室を開催し、精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障がい者の専門的技能の習得を図る。

<事業内容>

知識や情報、援助を十分に得られず孤立して悩んでいる精神障がい者の家族に対して、精神障がいについての知識や情報を提供し、患者への理解や対応の基本を習得する講習会を開催するとともに相談事業を行う。

また、精神障がい者の家族に対して、周りの家族からの精神保健福祉相談に対応するために必要な知識を習得してもらうための研修を行う。

(平成28年度実績) 家族教室・相談事業：2カ所実施 家族リーダー等研修：1カ所実施

重度障がい者居宅生活支援事業

(事業開始年度：平成27年度)

| | | | |
|-----------|----------|---|-------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
| 平成29年度予算額 | 12,992千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 13,429千円 | 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |

<目的>

在宅で重度障がい児(者)の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、居宅介護サービスや医療的ケアを行う事業所の設置運営を支援する。

<事業内容>

- 1 重度訪問介護従業者養成研修事業(負担割合：国1/2 県1/2)
重度訪問介護に対応できる介護従事者の育成のための研修を実施する。
- 2 医療型短期入所事業所等設置支援事業(負担割合：基金10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
医療的なケアが必要な重度障がい児(者)を新たに受け入れる事業所に対し、受入れのために必要となる送迎用自動車等の備品の購入費用の一部を助成する。

特別児童扶養手当支給事業

(事業開始年度：昭和39年度)

| | | | |
|-----------|---------|--------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10/10 |
| 平成29年度予算額 | 3,996千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 4,097千円 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | |

<目的>

精神又は身体に障がい有する児童を在宅で養育している者に、特別児童扶養手当を支給するための認定事務を行う。

<対象>

20歳未満で一定程度の障がいの状態にある障がい児を監護又は養育している者。

ただし、対象となる児童が施設に入所していたり障がいを支給事由とする年金の給付を受けるときを除く。

<支給額>(H29.4.1~)

1級：1人につき月額51,450円 2級：1人につき月額34,270円

(H29.3.31現在、単位：人)

| 受給者数 | 受給対象障がい児数 | | | | 支給停止者数 |
|-------|-----------|-------|-----|-----|--------|
| | 知的障がい | 身体障がい | その他 | 計 | |
| 2,565 | 1級 | 516 | 308 | 33 | 857 |
| | 2級 | 1,223 | 159 | 585 | 1,967 |

特別障害者手当等給付事業

(事業開始年度：昭和61年度)

| | | | |
|-----------|-----------|--------------------|-------------|
| 実施主体 | 県・市 | 負担割合 | 国3/4 県・市1/4 |
| 平成29年度予算額 | 145,302千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 144,791千円 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 | |

<事業内容>

次の手当を支給する。

| | 支給対象 | 支給月額 (H29.4~) | 支給月 |
|---------|--|------------------|------------------------|
| 特別障害者手当 | 精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。 | 26,810円 | 2、5、8、11月に、それぞれ前月分まで支給 |
| 障害児福祉手当 | 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。 | 14,580円 | |
| 経過的福祉手当 | 昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者。 | 14,580円 | |

いずれの手当も、受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が扶養親族等の有無及びその数に応じて一定額以上である場合は、その年の8月から翌年の7月までの1年間、支給が停止される。

心身障害者扶養共済事業

(事業開始年度：昭和46年度)

| | | | |
|-----------|----------------|------------------|---|
| 実施主体 | 県、独立行政法人福祉医療機構 | 負担割合 | - |
| 平成28年度予算額 | 233,706千円 | (根拠法令等) | |
| 平成29年度予算額 | 231,020千円 | 熊本県心身障害者扶養共済制度条例 | |

<対象>

心身障がい者を扶養している65歳未満の保護者

<事業内容>

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に終身一定額の年金(加入一口につき月20,000円)を支給する。

平成29年4月現在 加入者 305人 年金受給者 482人

障がい者相談支援推進事業

(事業開始年度：平成19年度)

| | | | |
|-----------|---------|---|-----------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 事業1：県10/10 事業2：国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 1,612千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 2,142千円 | 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |

<目的>

県下全域の相談支援体制の充実を図るため、障害者自立支援協議会を設置し、各圏域における相談支援体制の状況を把握、評価し、体制整備等に関する助言等を行うことにより、圏域におけるネットワークづくりの支援に取り組むとともに、相談支援業務に従事する相談支援専門員等に対して研修を行い、人材養成に努める。

<事業内容>

- 1 障害者自立支援協議会の設置、運営
- 2 相談支援従事者研修の内容検討、実施

障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)

(事業開始年度:平成10年度)

| | | | |
|-----------|--|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先:熊本県障がい者社会参加推進センター ((福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 946千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 1,202千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<目的>

障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に応じ、必要な助言等を行うことにより、障がい者の人権及び権利の擁護を図り、もって障がい者の自立及び社会参加の促進並びに障がい者関係施設等における処遇の適正化を図る。

<事業内容>

1 事業内容

常設の相談窓口を置き、障がい者、または家族等関係者からの相談に対応して、必要な助言等を行い、内容に応じて弁護士等の専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関等の紹介、取次ぎ等を行う。

2 相談専用番号 (096) 354 - 4110 (電話・FAX兼用)

3 受付場所及び受付時間

社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会(熊本市中央区南千反畑町3-7)

月曜日～金曜日(ただし、休日及び年末年始の休日を除く)13:00～17:00

なお、上記以外の時間帯は、留守番電話及びFAXで受け付ける。

北部発達障がい者支援センター事業【4カ年】

(事業開始年度:平成14年度)

| | | | |
|-----------|----------------|---|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先:(福)三気の会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 27,053千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 27,053千円 | 発達障害者支援法第14条 発達障害者支援センター運営事業実施要綱(H17.7.8障発0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |

<目的>

自閉症等の特有な発達障がい(者)を有する障がい児(者)(以下、「発達障がい児(者)」という。)に対する支援を総合的に行うため、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児(者)に対する総合的な支援体制の整備を推進する。

<対象>

主に県北地域(有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城圏域)在住の発達障がい児(者)及びその家族等

<事業内容>

1 発達障がい児(者)及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。

2 発達障がい児(者)及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導及び助言、並びに必要な情報提供を行う。

3 発達障がい児(者)の就労に向けて相談等による支援を行う。

4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による普及啓発も随時実施する。

南部発達障がい者支援センター事業【4カ年】

(事業開始年度：平成25年度)

| 実施主体 | 県(委託先：(福)清流会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|---------------|--|-----------|
| 平成29年度予算額 | 27,212千円 | (根拠法令等) 発達障害者支援法第14条 発達障害者支援センター運営事業実施要綱(H17.7.8障発0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 27,072千円 | | |

<目的>

年々増加傾向にある県民からの発達障がいに関する相談支援要請に対応し、発達障がい児(者)や家族の思いを尊重しながらライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、新たな発達障がい者支援センターを基幹的な相談支援機関がない県南地域に設置したことで、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児(者)に対する総合的な支援体制の整備を推進する。

<対象>

主に県南地域(宇城、八代、芦北、球磨、天草圏域)在住の発達障がい児(者)及びその家族等

<事業内容>

- 1 発達障がい児(者)及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。
- 2 発達障がい児(者)及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導及び助言並びに必要な情報提供を行う。
- 3 発達障がい児(者)の就労に向けて必要な相談等による支援を行う。
- 4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による普及啓発も随時実施する。

発達障がい者支援体制整備事業【4カ年】

(事業開始年度：平成17年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|----------|--|-----------|
| 平成29年度予算額 | 10,280千円 | (根拠法令等) 発達障害者支援法第3条第4項等 発達障害者支援体制整備事業実施要綱(H17.7.8障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 熊本県発達障がい者支援体制整備検討委員会設置要項 | |
| 平成28年度予算額 | 1,473千円 | | |

<目的>

発達障がい児(者)やその家族の思いを尊重しながら、ライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、発達障がい者支援体制整備検討委員会及び医療体制検討部会を設置するとともに、発達障がいの診断を受けて間もない保護者の支援のためペアレントメンター養成研修等事業を実施することで、発達障がい児(者)とその家族等を支援する。

<事業内容>

発達障がい者支援体制整備事業(実施主体：県)

- 1 発達障がい者支援体制整備検討委員会及び医療体制検討部会の設置
 - (1)発達障がい者の実態把握に関すること
 - (2)県支援計画の策定に関すること
 - (3)今後の支援体制のあり方に関すること
- 2 ペアレントメンター養成研修等事業(実施主体：県(委託先：(福)三気の会、(福)清流会))
 - ・発達障がいのある子どもの保護者に対する支援
- 3 発達障がい地域支援体制サポート事業(実施主体：県(委託先：(福)三気の会、(福)清流会))
 - (1)発達障がい者支援センターに「発達障がい者地域支援マネジャー」を配置
 - (2)震災に伴う発達障がい児(者)への相談支援やニーズの把握、ニーズを踏まえた障害福祉サービスや障害児支援等が提供されるよう事業所等への支援、市町村・関係機関等への助言・指導等を実施

発達障がい者支援医療体制整備事業【4力年】

(事業開始年度：平成26年度)

| 実施主体 | 県(委託先：熊本大学) | 負担割合 | 国1/2(事業費限度額あり) | 県1/2 |
|-----------|-------------|--|----------------|------|
| 平成29年度予算額 | 15,013千円 | (根拠法令等) 発達障害者支援法第19条 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(H17.8.23雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) | | |
| 平成28年度予算額 | 17,333千円 | | | |

<目的>

本県では子どもの発達障がいを診療する医療機関が少ないことなどから受診までの待機期間が生じているため、身近な地域で発達障がいを診療できる医師を確保するとともに、小児科医と精神科医が連携した医療の提供等により受診までの待機期間の短縮や診療できる医療機関の充実を図るなど医療体制を整備することで、発達障がい児(者)やその疑いのある子ども等と家族を支援する。

<事業内容>

- 1 地域医療機関への医師や医療関係職員の派遣等による発達障がいに関する診断や診療等、地域医療機関の医師等への専門支援等(診療支援、専門的指導・助言等)
- 2 地域医療機関の医師や医療関係者等を対象とした発達障がいに関する症例検討会の開催等
- 3 発達障がいを診療する医師を養成するための発達障がい研修プログラムの作成及び医師養成機関等への周知等
- 4 厚生労働省及び熊本県の行う各種事業への協力と連携等

かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業【4力年】

(事業開始年度：平成28年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2(事業費限度額あり) | 県1/2 |
|-----------|---------|---|----------------|------|
| 平成29年度予算額 | 1,028千円 | (根拠法令等) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について (H28.3.30日障発第0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | | |
| 平成28年度予算額 | 1,453千円 | | | |

<目的>

発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、どの地域においても一定水準の発達障がいへの対応を可能とすることを目的とする。

<事業内容>

発達障がい者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障がいに関する研修を実施する。

高次脳機能障害支援普及事業

(事業開始年度：平成20年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 | 県1/2 |
|-----------|---------|---|------|------|
| 平成29年度予算額 | 4,318千円 | (根拠法令等) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱 (H25.5.15障発0515第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | | |
| 平成28年度予算額 | 5,398千円 | | | |

<目的>

高次脳機能障がい者の支援拠点施設における専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築及び高次脳機能障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発を行うことにより、高次脳機能障がい者に対する支援体制の確立を図る。

<対象>

高次脳機能障がい者とその家族、その他高次脳機能障がい者の関係者

<事業内容>

支援拠点施設(高次脳機能障害支援センター)に支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障がいに関する相談を受け個別支援を行うとともに、関係者に対し適切な相談支援を行うための研修等を実施する。

障害程度区分認定調査員等研修事業

(事業開始年度：平成17年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
|-----------|-------|---------|---|
| 平成29年度予算額 | 434千円 | (根拠法令等) | 障害者総合支援法第2条第2項第1号 障害程度区分認定調査員等研修等事業実施要綱(H17.12.5障発第1205005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) |
| 平成28年度予算額 | 736千円 | | |

<目的>

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい者給付等の事務が行われるよう、研修会を通じて、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、医師意見書を記載する主治医等の資質向上を図る。

<対象>

障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、主治医 等

<事業内容>

- 1 障害支援区分認定調査員研修
認定調査に従事する者に対し、公平・公正かつ適切な認定調査を実現するために必要となる知識・技能の習得を図る研修の実施
- 2 市町村審査会委員研修
市町村審査会委員に対し、障害支援区分の二次判定等における公平・公正かつ適切な審査を実現するために必要となる知識・技能の習得を図る研修の実施
- 3 主治医研修
主治医等に対し、障害者区分認定に係る審査判定の重要な資料である医師意見書の記載方法等の習得を図る研修の実施

サービス管理責任者研修事業

(事業開始年度：平成18年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
|-----------|-------|---------|--|
| 平成29年度予算額 | 740千円 | (根拠法令等) | 障害者総合支援法第78条第2項、サービス管理責任者研修事業実施要綱(H18.8.30障発第0830004号) |
| 平成28年度予算額 | 750千円 | | |

<事業内容>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所はサービス管理責任者の配置が義務づけられ、本研修がサービス管理責任者となるための要件の一つとなっている。

研修は、介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労、児童の5分野で、国の実施する指導者研修を受講した者が講師となって実施する。

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

(事業開始年度：平成23年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分)) |
|-----------|---------|---------|----------------------------------|
| 平成29年度予算額 | 2,820千円 | (根拠法令等) | 喀痰吸引等研修実施要綱(H24.3.30社援発0330第43号) |
| 平成28年度予算額 | 2,966千円 | | |

<目的>

居宅介護事業所等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い障がい者(児)に対して、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。

<事業内容>

指導者養成研修を受講した医師・看護師が講師となり、県において「基本研修」及び「実地研修」を実施する。

強度行動障がい支援者養成研修事業

(事業開始年度：平成26年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
|-----------|---------|--|-----------------|
| 平成29年度予算額 | 1,408千円 | (根拠法令等) 地域生活支援促進事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | |
| 平成28年度予算額 | 1,567千円 | | |

< 目的 >

自傷や他害行為等危険を伴う行為を頻回に示す強度行動障がい児(者)について学ぶ機会を確保し、強度行動障がいのある人に適切な支援が提供されるよう障害福祉サービス事業所の職員を対象として研修会を実施する。

< 事業内容 >

- 1 厚生労働省が実施する指導者養成研修に県から障害福祉サービス等従事者を派遣し、県が実施する研修会で講師となる者を養成する。
- 2 1で派遣した者を講師として研修会を実施する。

工賃向上計画支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 基本事業：国 1 / 2 県 1 / 2 特別事業：国 1 0 / 1 0 |
|-----------|---------|---|--|
| 平成29年度予算額 | 7,883千円 | (根拠法令等) 熊本県工賃向上3か年計画 工賃向上計画支援事業実施要綱 | |
| 平成28年度予算額 | 5,185千円 | | |

< 目的 >

障がい者支援施設等利用者の工賃水準の引上げを図り、利用者が地域で自立して生活することを支援する。

< 事業内容 >

- 1 県、市町村、国の機関等の障害者就労施設等からの優先調達を推進するための展示・商談会等の開催
- 2 大型商業施設等での販売会の開催
- 3 就労継続支援B型事業所等の経営改善、商品等の開発・販路拡大等を図るための施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催、専門アドバイザーの派遣や農福連携コーディネーターの設置

新障がい者在宅就業支援体制構築モデル事業

(事業開始年度：平成29年度)

| 実施主体 | 在宅障がい者の就業支援を行う民間団体 | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
|-----------|--------------------|--|-----------------|
| 平成29年度予算額 | 5,024千円 | (根拠法令等) 工賃向上計画支援事業の実施について(H29.3.30障発0330第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 平成29年度障がい者在宅就業支援体制構築モデル事業補助金交付要領 | |
| 平成28年度予算額 | 千円 | | |

< 目的 >

障がい者の在宅就労を促進するため、民間団体(1事業所)への助成を通じて、情報通信技術を活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、その成果を事業者や団体に波及させることで、障がい者の在宅就労を促進する。

< 対象 >

在宅障がい者の就業支援などのノウハウを有する民間団体

< 事業内容 >

- 1 企業の在宅障がい者への業務発注見込み等の把握を目的とした企業を対象としたニーズ調査
- 2 発注企業の開拓
- 3 企業と在宅障がい者のマッチング支援
- 4 在宅障がい者の就労に係るスキルアップ支援

事業実施に当たっては、効果的な事業の実施のため、企業へのニーズ調査等で明らかになった課題を話し合うことを目的とする在宅就労に係る有識者で構成する検討委員会を設置。

聴覚障がい児補聴器購入費助成事業 単

(事業開始年度:平成24年度)

| | | | |
|-----------|-------|---------------------------------|----------------------------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 県 1 / 3 市町村 1 / 3 本人 1 / 3 |
| 平成29年度予算額 | 952千円 | (根拠法令等) 熊本県難聴児補聴器購入費助成事業実施要項 | |
| 平成28年度予算額 | 952千円 | | |

<目的>

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童(難聴児)に対して、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与する。

<対象>

次の要件の全てを満たす18歳未満の難聴児

- 1 熊本県内に住所を有していること。
- 2 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- 3 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

<事業内容>

市町村が補聴器1台当たりの基準価格の範囲内で、補聴器購入費の3分の2を限度に助成した場合、市町村に対し、その助成した額の2分の1以内を助成する。

視覚障がい者生活訓練事業

(事業開始年度:昭和47年度)

| | | | |
|-----------|-----------------|----------------------------|-----------------|
| 実施主体 | 県熊本県視覚障がい者福祉協会) | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
| 平成29年度予算額 | 397千円 | (根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項 | |
| 平成28年度予算額 | 471千円 | | |

<事業内容>

視覚障がい者に対して、日常生活を営む上で必要とされる諸能力についての訓練指導を行う。

- 1 視覚障がい者家庭生活訓練
- 2 視覚障がい者社会生活教室
- 3 中途失明者緊急生活訓練

オストメイト社会適応訓練事業

(事業開始年度:昭和62年度)

| | | | |
|-----------|---------------------------|----------------------------|-----------------|
| 実施主体 | 県(委託先:(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会) | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
| 平成29年度予算額 | 192千円 | (根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項 | |
| 平成28年度予算額 | 228千円 | | |

<事業内容>

ストマ用装具の装着者に対して装具の使用等についての正しい知識を付与し、また社会生活に必要な基本事項について相談に応じる。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

(事業開始年度:平成15年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|----------------------------|-----------------|
| 実施主体 | 県(委託先:(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 |
| 平成29年度予算額 | 930千円 | (根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第1項 | |
| 平成28年度予算額 | 1,614千円 | | |

<事業内容>

重度盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション支援や移動介助の技術を習得した通訳・介助員を派遣する。

点字図書館運営委託

(事業開始年度：昭和45年度)

| | | | |
|-----------|-------------------------|-------------------------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 19,408千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 23,066千円 | 身体障害者福祉法第34条、熊本県身体障害者福祉センター条例 | |

<事業内容>

熊本県身体障がい者福祉センター内に熊本県点字図書館を設置し、点字刊行物の収集、製作、貸出し、その他視覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

聴覚障害者情報提供センター運営委託

(事業開始年度：平成3年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-------------------------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 22,620千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 28,155千円 | 身体障害者福祉法第34条、熊本県身体障害者福祉センター条例 | |

<事業内容>

熊本県身体障がい者福祉センター内に熊本県聴覚障害者情報提供センターを設置し、聴覚障がい者用の録画物の収集、製作、貸出し、その他聴覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

点訳・朗読(音訳)奉仕員養成事業

(事業開始年度：点訳 昭和46年度、朗読 昭和49年度)

| | | | |
|-----------|-------------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 420千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 420千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

点訳、朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する。

手話通訳者養成事業

(事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 575千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 720千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

手話に必要な技術等の指導を行い、手話通訳者を養成する。

手話通訳者養成ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成22年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 128千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 160千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

手話通訳者の資格取得を目指す登録手話奉仕員を対象として、手話通訳者の養成研修を実施する。

手話通訳設置事業

(事業開始年度：昭和55年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 2,027千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 2,027千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

コミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県庁に設置する。

要約筆記者養成事業

(事業開始年度：平成元年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 388千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 479千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

要約筆記に必要な技術等の指導を行い、要約筆記者を養成する。

要約筆記者ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成22年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 236千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 295千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

要約筆記者を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

点訳奉仕員・朗読(音訳)奉仕員ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

| | | | |
|-----------|-------------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 174千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 206千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

点訳奉仕員・朗読奉仕員を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

(事業開始年度：昭和47年度)

| | | | |
|-----------|---------------------------|---------------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 172千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 200千円 | 障害者総合支援法第78条第1項、第2項 | |

<事業内容>

喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行うとともに発声訓練に携わる指導者を養成する。

盲ろう者通訳・介助員養成事業

(事業開始年度：平成9年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 230千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 284千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成する。

盲ろう者通訳・介助員養成促進事業

(事業開始年度：平成22年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 57千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 60千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

盲ろう者通訳・介助員を対象に、技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

字幕入り映像ライブラリー制作・頒布

(事業開始年度：平成2年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 355千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 446千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

熊本県聴覚障害者情報提供センターにおけるライブラリー事業の効果的な運営を図るため、字幕入りビデオカセットテープ等の制作及び頒布に関する業務を委託する。

点字による情報ネットワーク事業

(事業開始年度：平成3年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(福)熊本県障がい者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 700千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 832千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

新聞情報等を社会福祉法人日本盲人会連合で入力し、電話回線を利用したコンピューターネットワークにより点字図書館などで点字で出力し、視覚障がい者の閲覧に供する。

聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業 単

(事業開始年度：平成8年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|------------------------------------|--------|
| 実施主体 | 県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 199千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 249千円 | 平成27年度障害者社会参加総合推進事業(手話通訳設置事業等)実施要項 | |

<目的>

聴覚障がい者へのきめ細かな情報提供及びニーズの把握を行い、情報不足に対する生活環境の改善を図るとともに、聴覚障がい者によるFAXと健聴者による電話の中継サービスを行うことにより、聴覚障がい者に対する日常生活の支援体制を整備する。

<事業内容>

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1 手話字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供 | 2 情報誌の発行 |
| 3 FAXによるポーリングサービス | 4 巡回相談 |
| 5 巡回情報講座 | |
| 6 移動ビデオライブラリー | 7 移動映画会 |
| 8 通信リレーサービス | |

コミュニケーション推進事業

(事業開始年度:平成24年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|---|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先:(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 466千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 578千円 | 障害者総合支援法第78条第1項 熊本県コミュニケーション推進事業(手話通訳者等派遣事業)実施要項 | |

<事業内容>

- 1 専門性の高い意思疎通支援者の派遣 2 広域派遣

コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業

(事業開始年度:平成25年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先:(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 46千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 57千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

意思疎通支援者の派遣を行うコーディネーターを対象に、技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

新 遠隔手話通訳サービス事業

(事業開始年度:平成29年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|----------------------|
| 実施主体 | 県(委託先:(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2(一部 県10/10) |
| 平成29年度予算額 | 5,073千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | - 千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<目的>

聴覚障がい者に対して遠隔手話通訳サービスを行うことにより、聴覚障がい者に対する日常生活の支援体制を整備する。

<事業内容>

タブレット端末等の情報通信機器を活用した遠隔手話通訳サービスを提供する環境を整備する。

視覚障がい者歩行訓練指導等事業

(事業開始年度:平成28年度)

| | | | |
|-----------|-------------------------|-----------------|----------------------|
| 実施主体 | 県(委託先:(福)熊本県視覚障がい者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2(一部 県10/10) |
| 平成29年度予算額 | 3,904千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 4,564千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

(福)熊本県視覚障がい者福祉協会に委託し、歩行訓練の指導ができる職員1名を新規に養成のうえ、視覚障がい者に歩行訓練指導等を実施する。

要約筆記者指導者養成事業

(事業開始年度:平成25年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先:(一財)熊本県ろう者福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 56千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 56千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

要約筆記者指導者研修の受講に係る旅費の一部を助成する。

障がい者芸術・文化推進事業

(事業開始年度：平成8年度)

| | | | |
|-----------|---------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 2,526千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 3,157千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

障がい者に対する県民の理解促進及び障がい者の社会参加を促進することを目的として、県内の障がい者芸術展等の啓発イベントを開催する。

- 1 「心の輪を広げる障害者理解促進事業」
- 2 「障害者週間」啓発イベント

精神保健福祉大会事業

(事業開始年度：昭和36年度)

| | | | |
|-----------|----------------------------|--|---------------|
| 実施主体 | 県、熊本県精神保健福祉協会、熊本県精神科病院共同組合 | 負担割合 | 国1/2(予定) 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 60千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 44千円 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

正しい保健知識の普及啓発を図るため、(公社)熊本県精神保健福祉協会及び熊本県精神科病院協同組合との共催で精神保健福祉大会を開催する。

<事業実績>

平成28年度 開催場所：熊本市 参加者数：283人

精神障がい者作品展開催事業

(事業開始年度：平成8年度)

| | | | |
|-----------|------------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(公社)熊本県精神保健福祉協会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 177千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 177千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<目的>

精神障がい者が社会復帰のため日々訓練を行っているその成果品を展示し、障がい者の創作意欲を高めるとともに健常者と障がい者が直接ふれあう場を提供することにより、精神障がい者への理解を深め、精神障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

<事業内容>

精神障がい者の作成した作品(木工、手芸、紙工芸、陶芸品等)を県内精神科病院、社会復帰施設等に展示する。

地域精神保健福祉普及啓発事業

(事業開始年度：平成9年度)

| | | | |
|-----------|-------|-----------------|---------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2(予定) 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 325千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 416千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<目的>

精神障がいに対する正しい理解を促進し、精神障がい者に対する偏見や差別を是正するため、各保健所を中心に普及啓発活動を実施する。

<対象>

地域で生活する住民、小・中・高等学校生徒等

<事業内容>

- 1 地域精神保健福祉連絡協議会等の運営
- 2 啓発ポスター、パンフレット、リーフレット等の発行
- 3 講演会、講習会、学習会等の開催

障がい者社会参加推進センター設置事業

(事業開始年度：平成2年度)

| | | | |
|-----------|---------------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 3,604千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 4,331千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

平成29年度予算額3,604千円のうち、946千円は障がい者権利擁護相談事業(障がい者110番事業)の再掲
 <事業内容>

(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会に障がい者社会参加推進センターを設置し、障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進する。平成19年度より、障がい者社会参加推進センター設置事業の一部として、熊本県障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)を実施している。

- 1 社会参加促進事業の受託実施
- 2 熊本県障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)の実施
- 3 社会参加促進事業の推進に必要な情報の収集、分析及び提供
- 4 関係団体指導者、社会参加促進事業に携わる者等の指導・研修等

地域精神障がい者レクリエーション教室事業

(事業開始年度：平成9年度)

| | | | |
|-----------|-------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 349千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 394千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<目的>

戸外活動や障がい者同士の交流の機会が少ない精神障がい者の自立意欲を高めるため、各種レクリエーション教室を開催する。

<対象>

地域で生活する精神障がい者、ボランティア等

<事業内容>

- 1 皆で楽しめるレクリエーション・スポーツの実施
- 2 音楽教室や陶芸、絵画教室などの開催

くまもと障がい者スポーツ大会開催事業

(事業開始年度：昭和39年度)

| | | | |
|-----------|---------------------------|-----------------|---------------|
| 実施主体 | 県・熊本市(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団) | 負担割合 | 国1/2 県・熊本市1/2 |
| 平成29年度予算額 | 4,065千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 5,081千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、障がいのある方々が、競技等を通じスポーツの楽しさを体験し、また、競技力の向上を図るとともに、県民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、スポーツ大会を開催する。

競技種目：陸上、水泳、卓球、ポウリング

地域精神障がい者スポレク大会事業

(事業開始年度：平成6年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団) | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 1,959千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 2,448千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<目的>

地域で生活する精神障がい者のスポーツ振興を図り、精神障がい者の社会参加及び地域社会の理解と交流を促進するとともに、本大会を通じて精神障がい者がスポーツの楽しさを体験し、親睦を深めることを目的とする。

<対象>

県内の地域で生活する精神障がい者及びその家族、医療機関等関係者、ボランティア等

<事業内容>

毎年秋、パルクドーム熊本に県内各地から集まり、地域別10チーム(約1,500人)対抗により、つなひきやリレー等の競技、交流レクリエーション等を行う。

障がい者団体育成事業 単

(事業開始年度：平成5年度)

| | | | |
|-----------|-----------------|-------------------------|--------|
| 実施主体 | 熊本県障害者スポーツ・文化協会 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 1,828千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 1,828千円 | 熊本県障害者福祉団体の事業等補助金交付取扱要領 | |

<事業内容>

障がい者のスポーツ・文化活動の振興を図る熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し、運営費及び事業費を助成する。

全国障害者スポーツ大会派遣事業 単

(事業開始年度：平成13年度)

| | | | |
|-----------|-----------------------|---|--------|
| 実施主体 | 県(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団) | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 13,490千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 14,922千円 | 全国障害者スポーツ大会について(H26.4.1文科ス2号文部科学省スポーツ・青少年局長知) | |

<事業内容>

障がい者の自立と社会参加促進のため、秋季国民体育大会開催都道府県において開催される全国障害者スポーツ大会に熊本県選手団を派遣する。

競技種目：陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、フットベースボール等

2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

| | | | |
|-----------|-----------------|-------------------|--------|
| 実施主体 | 熊本県障害者スポーツ・文化協会 | 負担割合 | 県10/10 |
| 平成29年度予算額 | 12,000千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 15,000千円 | 熊本県健康福祉部補助金等交付要領等 | |

<目的>

2020年の東京パラリンピックに向けて、出場の可能性が高い県内選手を集中的に育成強化し、同大会への出場者を生み出し、障がい者の社会参加促進を図る。

<事業内容>

熊本県障害者スポーツ・文化協会が、育成・強化対象選手の所属する競技団体等に対し、練習・合宿費、大会遠征費、専門トレーナーによるサポート、競技用具の購入費用、全国大会等の開催等に要する経費を助成する事業に対し、補助金を交付する。

身体障がい者補助犬給付事業

(事業開始年度：昭和57年度)

| | | | |
|-----------|---------|-----------------|-----------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 平成29年度予算額 | 1,200千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 1,500千円 | 障害者総合支援法第78条第2項 | |

<事業内容>

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)の給付に関し適当と認められる団体に対し、身体障害者補助犬の育成に要する費用を助成する。

障害者条例推進事業 単

(事業開始年度：平成24年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|----------|-------------------------|--------|
| 平成29年度予算額 | 11,849千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 12,468千円 | 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例 | |

<目的>

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき、障がい理由とした不利益な取扱い等に関する相談体制、事案解決の仕組みを整備し、運用することにより、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会(共に生きる熊本)の実現を目指す。

<事業内容>

- 1 相談体制の整備及び運用
- 2 「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」の運営
- 3 条例の普及・啓発
- 4 手話通訳者等派遣事業

障害者虐待防止対策支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|-----------|---------|-------------------------------|-----------|
| 平成29年度予算額 | 1,399千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 1,749千円 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 | |

<目的>

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の円滑な施行のための体制整備や普及啓発を図る。

<事業内容>

- 1 連携協力体制整備事業
障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関及び団体等が相互の連携を強化するため、連携会議を開催する。
- 2 障害者虐待防止・権利擁護研修等事業
障害福祉サービス事業所等の管理者や従事者、市町村職員に対して障害者虐待防止に係る研修を実施する。
- 3 普及啓発事業
障がい者虐待の通報義務等の広報その他啓発活動を実施する。

やさしいまちづくり推進協議会等運営事業 単

(事業開始年度：平成5年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|-----------|---------|---|--------|
| 平成29年度予算額 | 1,958千円 | (根拠法令等) | |
| 平成28年度予算額 | 1,331千円 | 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例 くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会設置要綱 道路運送法 福祉有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15 国自旅143号 国土交通省自動車交通局長通知) | |

<目的>

行政、事業者、県民が一体となって取組みを推進するため、「くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会」等の推進組織を運営する。

<事業内容>

- 1 やさしいまちづくり
 - (1)やさしいまちづくりを全県的に推進するため、行政、事業者、県民で構成する、やさしいまちづくり推進協議会を運営
 - (2)やさしいまちづくりを全庁的に推進するため、全部局で構成する、やさしいまちづくり庁内推進会議を運営
- 2 熊本県福祉有償運送連絡会議(健康福祉政策課地域支え合い支援室で事業実施)
県内の各福祉有償運送運営協議会の運営円滑化や福祉有償運送制度の普及促進を図るため、県内の福祉有償運送運営協議会事務局担当者で構成する「熊本県福祉有償運送連絡会議」を運営する。

UDやさしいまちづくり普及啓発事業 単

(事業開始年度：平成6年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 基金10/10(地域福祉基金) |
|-----------|---------|---|-----------------|
| 平成29年度予算額 | 8,542千円 | (根拠法令等) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | |
| 平成28年度予算額 | 9,830千円 | | |

1 やさしいまちづくりの普及啓発

<目的>

高齢者や障がい者等が自由に社会参加できるよう県民の障がい者等への理解の促進と、“やさしいまちづくり”の意識の高揚を図る。

<対象>

県民、事業者、市町村

<事業内容>

(1)障がい者用駐車場利用証事業

障がい者等用駐車場の利用基準を設定し、該当者に利用証(ハートフルパス)を交付する。

(2)障がい者用駐車場利用施設拡充

ハートフルパス利用者へのサービス向上の観点から協力施設候補の洗い出しを行い、協力施設の拡充を進める。

(3)やさしいまちづくり支援事業

市町村におけるやさしいまちづくりの推進を支援する。

(4)おでかけ安心トイレ普及事業

誰もがトイレの心配をすることなく、安心して外出できるようにするため、一定基準を満たすトイレを対象に協力施設としての募集を行い、ホームページ等で協力施設の情報発信を行う。

2 UD推進事業

<目的>

県民、企業、団体、市町村など県全体の運動としてUDを展開するために、一層の普及啓発や企業、団体等の主体的なUD推進の取組を支援する。併せて、UDに関する知識を深めて県内各地で具体的な取組を実践できる人材の養成を行う。

<対象>

県民、市町村、企業、団体等

<事業内容>

(1)UD普及啓発

多くの県民にUDを理解してもらい県民運動へと発展させるために、各種の普及啓発を行う。

UD展示キットの貸出しや高齢者や障がい者等の個別・具体の課題を確認するニーズ調査を行う。

(2)UDやさしいまちづくりアドバイザー派遣

UDを具体的に取り入れようとする企業・団体及び学校等にUD研究・実践者(UDアドバイザー)を派遣して支援や助言を行い、様々な地域や分野でのUDの取組を推進する。また、市町村におけるやさしいまちづくりの推進を支援する。

(3)ハートフルサポーター育成事業

宿泊事業者・小売店や飲食店などのサービス事業者、交通事業者等の障がい者や高齢者と接する機会の多い事業者の従業員を対象に、障がい者等の特性や対応方法について理解を深めるための研修を行い、ハートフルサポーターとして育成する。

